

官報

號外 昭和六年二月四日

第五十九回
帝國議會衆議院議事速記錄第九號

卷之三

卷之三

七八六

三

11

卷之三

第二十三 未成年者飲酒禁止法中改正法
律案(長尾半平君外二十四名提出)

星島二郎君
兒玉右二君
井上孝哉君
西岡竹次郎君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○議長（藤澤幾之輔君） 諸般ノ報告ヲ致セマス
〔書記官朗讀〕

一議員ノ異動左ノ如シ
兵庫縣第二區選出議員山本平三郎君死去
セラレタリ

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
國際決済銀行ニ租稅等ヲ課ゼザルコトニ
關スル法律案

（以上一月三十一日提出）

米穀法中改正法律案

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

刑事補償法案

（以上一月三日提出）

鐵道船舶郵便法中改正法律案

案左ノ如シ

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

刑事訴訟法中改正法律案

提出者

一松 定吉君 小久江美代吉君

八並 武治君 原 夫次郎君

杉浦 武雄君

利息制限法中改正法律案

提出者

一松 定吉君 小久江美代吉君

八並 武治君 原 夫次郎君

杉浦 武雄君

民事訴訟法中改正法律案

提出者

村岡 吾一君 藤田 若水君

春島東四郎君 小山 令之君

（以上一月二十九日提出）

衆議院議員選舉法改正法律案

提出者

志賀和多利君 若宮 貞夫君

星島	二郎君	井上	孝哉君
兒玉	右二君	西岡竹次郎君	(以上二月二日提出)
航空法中改正法律案			
提出者	深水 清君	小山 令之君	永田 良吉君
春島東四郎君	三浦 虎雄君		
帝國議會ノ會期線下ニ關スル建議案			
提出者	田川大吉郎君		
產兒調節ニ關スル建議案			
提出者	小俣 政一君		
(以上二月二十九日提出)			
蠶絲業國策樹立ニ關スル建議案			
提出者	植原悅二郎君	林 七六君	
加藤 知正君	青木 精一君		
箕波山霞浦ヲ中心トスル國立公園設定ニ 關スル建議案			
提出者	飯村 五郎君		
常總鐵道買收ニ關スル建議案			
提出者	飯村 五郎君		
小貝川改修速成ニ關スル建議案			
提出者	飯村 五郎君		
北方拓發ニ關スル建議案			
提出者	本下成太郎君	武君	
松實喜代太君	板谷 順助君		
佐々木平次郎君	三井 德寶君		
東條 貞君			
北海道拓殖促進ニ關スル建議案			
提出者	本下成太郎君	東 武君	
松實喜代太君	板谷 順助君		
佐々木平次郎君	三井 德寶君		
東條 貞君			
(以上二月三十日提出)			

一七

大臺ヶ原山及大峰山脈ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案

(以上一月二日提出)

議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ

東京市交通機器ノ整理統一ニ關スル質問
主意書

提出者　主意書

帝室ノ御安泰ト治安維持法ノ關係ニ付テ ノ質問主意書

提出者 尾崎 行雄君

(以上一月二十九日提出)

提出者 宮川 一貫君

(以上二月三十日提出)

提出者 川口 義久君

提出者 加藤 知正君

(以上二月三十一日提出)

正ニ關スル質問主意書

北海道拓殖問題並漁業問題ニ關スル質問

主意書
提出者
板谷 順助君

林名順跟着

政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
衆議院議員栗原彦三郎君提出足尾銅山礦

煙毒ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員山下谷次君提出國民精神作興
ニ關スル質問ニ對スル答辯書

足尾銅山鑛煙毒ニ關スル質問主意書
右成規ニ據り提出候也
昭和五年十二月二十六日

提出者 粟原彦三郎
足尾銅山鑛煙毒ニ關スル質問主意書

内閣組閣以來鑛煙毒豫防命令ニ依ル施設上ノ監督相當嚴重ナルト鑛業主モ亦注意スル所アルカ如クノ被害モ漸次輕微トナリツツアリト雖未タ以テ往年ノ大被害ト年年多少被リツツアル被害トニ對スル足ラス日鑛煙毒豫防命令施設ニ對スル鑛業主ノ施行上ノ親切ヲ認ムル能ハス爲ニ被害地方人民ハ安心シテ農業ニ從事スル能ハサルハ頗ル遺憾ナリ

之ヲ鑛毒被害ノ上ヨリ見レハ足尾銅山ニ於テハ從來暴風雨等ニ因ル洪水ノ際明治三十年五月二十七日付ヲ以テ當局カ鑛業主ニ命シタル足尾銅山鑛毒豫防命令ヲ無視シ往往砒素、膽礮其ア激毒ヲ含有スル毒水ヲ渡良瀬川ニ放流シ之カ爲塵鑛業者ト下流被害地方人民側ノ銅山監視委員トノ間ニ爭論ヲ生シ來リシカ本年七月三十日ヨリ八月三日ノ暴風雨ニ依ル大洪水ノ時ノ如キモ足尾銅山ニ於テハ沈澱地ノ堤塘ヲ破壊シ毒水ヲ盛ニ渡良瀬川ニ放流シツツアル現狀ヲ發見セラレ人民側警察側鑛業者三者間ニ於テ大捗著ヲ惹起シタルハ當時ノ新聞通信等ニ依リテ最明瞭ナリ斯ノ如キ所爲ハ鑛業者主腦部ノ關知セサル所ニシテ末輩ノ所爲タルハ吾人モ之ヲ認ムルモ而モ之カ爲ニ本年ハ晚春ヨリ初夏ニ瓦リテ鮎其ノ他ノ淡水魚族カ波良瀬川ニ繁殖シ沿岸人民ハ非常ニ喜ヒツツアリシニ其ノ毒水放流ノ結果夫等ノ魚族ハ一時ニ死滅シタルノミナラス渡良瀬川ノ流入スル赤麻沼ニ於テハ水藻ト稱スル水草全部枯死シ水中ニテ腐敗消滅シ盡シタルヲ以テ從來此ノ水草ヲ採取シ唯一ノ肥料トシテ農業ヲ經營セル赤麻村地方農民ハ非常ニ困難セルノ事實アリ

更ニ煙毒ノ方面ヨリ之ヲ見レハ現在ノ煙毒ノ豫防施設ハ甚タ不完全ニシテ脫硫作用スラ十分ナラサルモ氣流ノ方面ニ注意シ燐鑛作業ヲ注意スレハ奥日光方面ノ御

料地ノ大自然林ノ煙害枯死ヲ多少緩和シ得ルニ拘ラス鑛業從業員等ハ自己ノ都合ヲ專ニシ此ノ重大ナル事業道徳ヲ無視シ奥日光御料林ニ當然被害多カルベキ悪氣流ノ際ニ却テ熔鑛作業ヲ盛ニスルノ場合等アルカ如シ日光ノ地ハ言フ迄モナク全世界稀有ノ景勝地ニシテ帝國國立公園ノ王座ニ坐スヘキ所ナルカ若此ノ儘放任セムカ此ノ大勝地ニ多大ノ景趣ヲ添ヘツツアル自然林ノ死滅ハ其ノ勝景ヨリ幽塗ノ情趣ヲ減殺シ遂ニ國立公園ノ資格ヲモ奪フコトトナルヘキハ吾人ノ最憂慮ニ堪ヘサル所ナリ

以上鑛毒煙毒ノ二方面ヨリ觀察シタル結果ニ見ルモ單ニ作業上ノ道徳ト親切ト注意トニ依リテモ鑛煙毒ノ被害ヲ輕減シ得ルコト極メテ確實ナリ

故ニ政府ハ足尾銅山ニ常設鑛山監督官ヲ派シ日日作業ヲ監督シ鑛毒流下ノ禦ヲ除キテ被害地方民ノ人心ヲ安定セシメ又煙毒ニ付テモ氣流ノ方向等ニ注意シテ作業セシメ世界ノ勝地ニシテ關東一帶ノ水源地タル密林地帶ヲ保護スルノ必要アリト信ス政府ノ所見如何

路ニ對シテモ爾後斯ル支障ヲ惹起セザル
様嚴重ナル監督ヲナシツ、アリ
又往年鑛煙害ヲ御料林ニ及シタル事實ア
ルニ鑑ミ煙害ヲ除却輕減シ得ベキ施設ヲ
鑛業權者ニ命ジ爾來之ガ防止ニ努メツツ
アリテ現在ニ於テハ殆ンド被害ヲ與フル
虞ナキモノト認ムルモ今後ノ狀況如何ニ
ヨリテハ氣流ノ方向其ノ他ニ注意シテ作
業セシメ遺憾ナキヲ期スルモノトス
之ヲ要スルニ足尾鑛山ニ於ケル除害設備
ニ就テハ屢々監督官ヲ派遣シ其ノ運用ニ
關シ嚴重取締ヲ勵行シツツアルモノナル
ヲ以テ特ニ常設監督官ヲ設クルノ必要ヲ
認メズ
右及答辯候也
昭和六年二月三日

國民精神作興ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年一月二十六日
提出者 山下 谷次
國民精神作興ニ關スル質問主意書
近時我國民思想ノ動搖混亂ノ著シキモ
ノアリ殊ニ最近政府ノ極端ナル緊縮消費
節約一貫爲之(本文)至善義老(皮復)

故ニ政府ハ足尾銅山ニ常設鑛山監督官ヲ派シ日日作業ヲ監督シ鑛毒流下ノ憂ヲ除キテ被害地方民ノ人心ヲ安定セシメ又煙毒ニ付テモ氣流ノ方向等ニ注意シテ作業セシメ世界ノ勝地ニシテ關東一帶ノ水源地タル密林地帯ヲ保護スルノ必要アリト信ス政府ノ所見如何
右及質問候也

内閣總理大臣臨時代理
外務大臣 男爵幣原喜重郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿
衆議院議員栗原彥三郎君提出足尾銅山鑛
煙毒ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進
候

衆議院議員栗原彥三郎君提出足尾銅山
鑛煙毒ニ關スル質問ニ對スル答辯書
昨年七月末暴風雨ノ際ニハ沈澱池ヲ破壊
シタルコトナク唯鑛水路ノ一部ニ支障ヲ
來シタルハ遺憾トスル所ナルモ當時應急
處置其ノ宜シキヲ得破損箇所ニ對シテハ
特ニ充分ナル工事ヲ施サシメ且一般鑛水

テ如何ナル抱負經綸ヲ有シ如何ナル對策

ヲ講セムトスルヤ

右及質問候也

日頭ヲ以テ明確ニ答辯セラレムコトヲ望ム

昭和六年二月三日

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣 男爵幣原喜重郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員山下谷次君提出國民精神作興

ニ關スル質問ニ對シ別紙各辯書差進候

別紙

ノ健全ナル發達ニ留意シツツアルハ言ヲ
俟タズ
昭和四年度以來ハ特ニ青年教育ノ更張ニ
努メ思想問題ニ關シテハ指導者講習會ノ
開催ヲ始メトシテ思想文獻ノ編纂優良圖
書映畫ノ推薦等之ガ對策ヲ講ジ來リ更ニ
本年度ニ於テハ家庭教育ノ領域ニ進出シ
家庭生活ヲ淨化シテ子弟教養ノ苗圃ヲ培
養セシコトヲ期セリ尙民間ニ在ル社會教
化團體ニ關シテモ之ヲ助成指導シテ其ノ
活動ヲ促シ政府ノ施設ト相呼應シテ國民
精神ノ作興、思想導導ノ目的達成ニ努メ
ソシアリ然リト雖モ國民精神ノ作興ハ獨
リ教育ノ力能ク之ヲ達成シ得ルニアラズ
社會各般ノ施設亦之ト相應シ共ノ目的ノ
貫徹ニ努力スベキハ勿論朝野ノ協力ニ須
チ萬全ノ效果ヲ收ムベキモノナルヲ信ズ
惟フニ教育ノ事タル浸潤久シキニ瓦リ其
ノ效果ヲ收ムベキモノニシテ遽ニ其ノ成
果ヲ見ル能ハズト雖政府ハ事ノ重大性ニ
顧ミ常ニ庶僚ヲ督勵シ所在有志ト協力シ
テ教育教化ノ徹底ヲ圖リ國民精神ノ作興
ニ尙一段ノ努力ヲ致サンコトヲ期ス

セシコトハ歷代内閣ノ夙ニ意ヲ致セル所
現内閣亦之カ對策ニ留意シ現下ノ難局ヲ
匡救セシコトヲ期シツツアリ
即チ從來ノ成績ニ鑑ミ學校教育關係ニ於
テハ(一)師範學校、中學校及實業學校ノ
制度ニ改正ヲ加ヘテ特ニ國民精神ノ作興
ニ留意セシメ(二)高等學校以上ノ學校ニ
於テハ特別講義ノ制度ヲ設ケテ廣ク歷
史、哲學、法制、經濟、一般思想問題、
社會問題等ノ見地ヨリ或ハ國家、團體ニ
關スル明確ナル觀念ヲ涵養シ或ハ現下ノ
思想問題ニ關シテ穩健中正ナル見解ヲ養
成セシメ(三)學生生徒及指導訓育ノ任ニ
當ル者ニ對シ思想問題ニ關スル
良書ノ推薦紹介ヲナシ(四)專門學校以上
ノ教育關係者及ヒ中等學校以下ノ教育關係
者ニ區別シテ夫々廣く思想問題、社會
問題ニ關係アル學理並實際ノ兩方面ニ關
スル講習會ヲ開催シ(五)精神科學ヲ研究
シツツアル學者中適當ナル者ヲ選定シ之
ニ年々獎勵費ノ交付ヲ行ヘル等ハ國民精
神作興上特ニ留意セル事例ニ屬ス
ナホ社會教育方面ニ於ニモ青年教育並成
人教育テ通ジテ國民精神ノ作興國民思想

一去三十日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如

シ
第二部選出

懲罰委員 大石 倫治君 (濱田國松君
君補闕)

第三部選出 決算委員 樋口 典常君 (工藤十三雄
君補闕)

第四部選出 決算委員 阿由葉勝作君 (寺島權藏君
君補闕)

第五部選出 懲罰委員 東 武君 (松實喜代太
君補闕)

第六部選出 懲罰委員 楠雲 國利君 (星 康平君
君補闕)

第七部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第八部選出 懲罰委員 津雲 國利君 (星 康平君
君補闕)

第九部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第十部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第十一部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第十二部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第十三部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第十四部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第十五部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第十六部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第十七部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第十八部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第十九部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第二十一部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十二部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十三部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十四部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十五部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十六部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十七部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十八部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第二十九部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第三十部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第三十一部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第三十二部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第三十三部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第三十四部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

鈴木 英雄君 舟田 中君

木村 清治君 鈴木梅四郎君

宮澤 尚武君 豊田 收君

倉元 喜多 孝治君

津崎 駿郎君 松山當次郎君

中田 駿郎君

第三部選出 決算委員 樋口 典常君 (工藤十三雄
君補闕)

第三部選出 懲罰委員 大石 倫治君 (濱田國松君
君補闕)

第三部選出 懲罰委員 阿由葉勝作君 (寺島權藏君
君補闕)

第三部選出 懲罰委員 東 武君 (松實喜代太
君補闕)

第三部選出 懲罰委員 楠雲 國利君 (星 康平君
君補闕)

第三部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

第三部選出 懲罰委員 唐夫君 補闕八田 宗吉君
君補闕

第三部選出 懲罰委員 大野 伴睦君 (樋口典常君
君補闕)

ノ健全ナル發達ニ留意シツツアルハ言ヲ
俟タズ
昭和四年度以來ハ特ニ青年教育ノ更張ニ
努メ思想問題ニ關シテハ指導者講習會ノ
開催ヲ始メトシテ思想文獻ノ編纂優良圖
書映畫ノ推薦等之ガ對策ヲ講ジ來リ更ニ
本年度ニ於テハ家庭教育ノ領域ニ進出シ
家庭生活ヲ淨化シテ子弟教養ノ苗圃ヲ培
養セシコトヲ期セリ尙民間ニ在ル社會教
化團體ニ關シテモ之ヲ助成指導シテ其ノ
活動ヲ促シ政府ノ施設ト相呼應シテ國民
精神ノ作興、思想導導ノ目的達成ニ努メ
ソシアリ然リト雖モ國民精神ノ作興ハ獨
リ教育ノ力能ク之ヲ達成シ得ルニアラズ
社會各般ノ施設亦之ト相應シ共ノ目的ノ
貫徹ニ努力スベキハ勿論朝野ノ協力ニ須
チ萬全ノ效果ヲ收ムベキモノナルヲ信ズ
惟フニ教育ノ事タル浸潤久シキニ瓦リ其
ノ效果ヲ收ムベキモノニシテ遽ニ其ノ成
果ヲ見ル能ハズト雖政府ハ事ノ重大性ニ
顧ミ常ニ庶僚ヲ督勵シ所在有志ト協力シ
テ教育教化ノ徹底ヲ圖リ國民精神ノ作興
ニ尙一段ノ努力ヲ致サンコトヲ期ス

一去三十一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ

如シ

第四部選出

豫算委員 片山哲君(西尾末廣君補闕)

一去三十一日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第二部選出

豫算委員 堤 康次郎君

第八部選出 豫算委員 宮崎 高四君

第九部選出

豫算委員 中山 貞雄君

第一部選出

豫算委員 青木 亮貴君

第二部選出

豫算委員 大野 伴陸君

第三部選出

豫算委員 青山 恵三君

第一昨二日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

豫算委員 前田卯之助君(宮崎高四君補闕)

第二部選出

豫算委員 宮脇長吉君(中山貞雄君補闕)

第三部選出

豫算委員 青木亮貴君(堤康次郎君補闕)

第四部選出

豫算委員 長塚忠策君(青木亮貴君補闕)

第五部選出

豫算委員 岸田正記君(大野伴陸君補闕)

第六部選出

豫算委員 井上知治君(青山憲三君補闕)

第七部選出

豫算委員 請願委員

一昨二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
(政府提出)外六件委員
解任申田 駿郎君 補闕淺原 健三君

一昨二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第五部選出

豫算委員 森田 政義君

一去一月三十一日第七部選出決算委員山本平三郎君死去セラレタリ

○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ

マス——鈴木英雄君病氣ニ付キ、二月三日ヨリ二月十七日マデ請假ノ申出ガアリマス、

許可スルニ御異議アリマセバ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、之ヲ許可致シマス、只今御報告申上

ゲマシタ通り、議員山本平三郎君ハ、去ル

一月三十一日逝去セラレマシタ、洵ニ痛惜

マス、之ヲ許可致シマス、只今御報告申上

致シマス、此際廣岡宇一郎君ヨリ發言ヲ求

メラレテ居リマス、之ヲ許シマス——廣岡

宇一郎君

〔廣岡宇一郎君登壇〕

○廣岡宇一郎君 只今議長ヨリ御報告ガア

リマシタ故衆議院議員山本平三郎君ノ逝去

ニ對シマシテ、私ハ茲ニ各位ノ御許ヲ得マ

シテ、議員ヲ代表シテ哀悼ノ辭ヲ致シタイ

ト思フノデアリマス(拍手)

リマシテ、本院ニ議席ヲ有セラレタノデア

リマス、隨テ議員ト致シマシテノ生活ハ、

極メテ短期デアリマス、併ナガラ同君ハ明

治八年三月京都府南桑田郡曾我部村ニ生レ

ラレ、多年鐵工業及ヒ建築請負業ニ從事セ

テ尻ヲ向ケルヨリモ、議長ニ向テ直接申

上ゲタ方ガ宜カラウト信スルノデアリマス

(多勢ニ尻ヲ向ケテハイカヌ)ト呼フ者ア

リ)御同致シマスル共第一ノ事柄ハ、昨年ノ

ノ御意思ヲ確メルコトガ出來ナカクノデア

リマス、ソレハ昨年豫算委員會ニ於テ、安

レルコトニ付キマシテ、私其尠カラズ期待ヲ持テ居ラタ次第デアリマス、然ルニ去ル一月十五日ニ發病セラレマシテ、爾來療養

ニ努メラレマシタガ、藥石效ナク、遂ニ去ル一月三十一日ニ逝去致サレマシタ所ノ失言ハ抹消サレ

ガ、演説ヲナサル、諸君ニ於カセラレマシテハ、其用語ニ御注意ナリマシテ、又他

ノ諸君ハ御五ニ演説ヲ靜肅ニ傾聽セラレマ

シテ、無事ニ議事ヲ進メラレンコトヲ希望

致シマス、殊ニ發言ノ通告ヲセラレマシタ

方デモ、議長ノ許可ナクシテ演壇ニ登リ、

又ハ濫ニ議席ヲ離レ、速記席附近ニ立寄

テ、速記ノ妨害トナルヤウナ行爲ノゴザイ

マセヌヤウニ、特ニ御注意ヲ願シテ置キマ

ス(拍手)堀部久太郎君カラ議事進行ニ關ス

ル發言ヲ求メラレテ居リマス——堀部君

○堀部久太郎君 簡單ナ事柄デアリマスカ

ラ、自席カラ發言ヲ致シマシテ、議長ニ御

伺ト御願ヲ申上ダマス

〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 登壇ヲ求メマス

○堀部久太郎君 登壇

私ハ……(内證話ヲシテ

ハイカヌ)ト呼フ者アリ)私ハ議長ニ御伺ヲ

シ、又御願ヲスルノデアリマスルカラ、却

テ尻ヲ向ケルヨリモ、議長ニ向テ直接申

上ゲタ方ガ宜カラウト信スルノデアリマス

(多勢ニ尻ヲ向ケテハイカヌ)ト呼フ者ア

リ)御同致シマスル共第一ノ事柄ハ、昨年ノ

ノ御意思ヲ確メルコトガ出來ナカクノデア

リマス、ソレハ昨年豫算委員會ニ於テ、安

達内務大臣閣下ガ其御演説中ニ、失言ガアツタ云フコトデ、御自分で御取消ニナッタ

森田委員長ガ御取消ヲ御命ジニナリマシテ、鶴野君ハ自分ノ失言ヲ取消サレタノデアリマスガ、其際ニ鶴野代議士ノ發言アリマス、所ガ速記録ニ鶴野君ガ議長カラアリマス(拍手)

命ゼラレテ取消サレタ所ノ失言ハ抹消サレテ居リマスガ、安達内務大臣閣下ガ御自己アリマス、所ガ速記録ニ鶴野君ガアリマスカ

リマシタカラ、當時議長ニ對シテ斯ウ云フ

場合ニハ、何レモ議事錄カラ御抹消下サレテハ如何カ、議長ノ思召ハドウデアルカト

云フコトヲ伺ウタノデアリマス、デ是ハ衆議院ノ先例纂五百九十四項ニアル、「議院法第八十七條ニ依リ議長ヨリ取消ヲ命セラレタル發言ハ速記録ニ記載セサルコトハ衆議院規則ノ命スル處ナルモ國務大臣、政

府委員及議員ノ自ラ取消シタル言辭モ當日ノ速記録ヨリ抹消スルヲ例トス」ト云フ先例ニ依シテ、其御處置ヲ御執リテ願タノ

デアリマス、デ其後ドノヤウニ議長ハ御取計ヒ下スクタカハ存シマセヌガ、議長ノ此點ニ付テノ恩召ヲ伺テ置キタインデアリ

マス

ソレカラ第二ニ——是ハ議長ニ御願申上ダルノデアリマスルガ、第二ニ去ル

二十三日此本會議デ質問、續行中ニ、三土サンノ御演説後アリマシタガ、興黨ノ御方カラ懲罰ノ動議ヲ提出サレマシテ、議長ハ採決ヲ起立ニ御間ニナッタ、所ガ何レ

ラデアリマシタガ、異議ノ發言ガアツタノ

デ、再ヒ議長ハ記名投票ニ依テ採決ヲナ

サッタノデアリマス、私ハ動議提出ノ動機ガ

ドウデアツタトカ、或ハ善イトカ惡イトカ

云ウヤウナコトハ、一言モ申上ダルノデハナ

ノデアリマス、又其際ニ異議ノ申出ガアツ

タト云フコトモ、私ハ是非ヲ申スノデハ

ナイノデアリマスガ、兎ニ角今日國民が甚シク惱シデ居ル際ニ、本議場ニ於テアンナ

四

事柄ニ斯ル御手數ヲ繰返サレ、サウシテ時
間ヲ空費ヲスルト云フヤウナコトハ、色々
御都合ガ皆様ニアツノアリマセウガ、甚
ダ遺憾デアリマス、又深刻ニ帝國議會ノ威
信ヲ傷ケタコトガ甚ダ少ナカラズト存ジマ
シテ、殘念ニ堪ヘマセヌガ、要スルニアノ
當時議長ハ公平ヲ期シテオイデニナツタ、所
ガ、御處置ニハ餘リ御念ガ入り過ギタヤウ
ニ私ハ思ヒ、又私ハ敢テ議長ノ責任ヲ云々^タ
スルノデヤナクテ、若シ議長ノ責任ヲ問フ
ナラバ、吾々議員モ亦議員トシテアノ際ニ
ハ責任ヲ負ハナケレバナラナカッタ思フ
カラ責メマセヌガ、今後ハ議長ガ獨自ノ御
考ニ依テ事ヲ御處理下サツテ、十分ニ議長
トシテノ權能ヲ御發揮下サルト云フコトヲ
切ニ御願フ申上ガタイノデアリマス

ノデアリマス〔善イユトデハナイカ〕ト呼
フ者アリ〕決シテ惡イコト、ハ申サヌ、嘗
テ私ハ田舎ノ町長ヲ致シテ居リマシケ、此
町村長ト云フヤウナ者ハ、町長ナリ村長ガ
本職デアリマシテ、町村會ヲ開キマシタル
場合ニ、議長ハ實ハ本職デナイカラ、斯ル
場合ニ於キマシテハ氣ノ利イタ、或ハ慣レ
タ助役ノ指導ヲ受ケルコトハ多イ例デアリ
マスルケレドモ、當議場ニ於ケル議長ハ、
實ニ是ガ御本職デアル、ダカラ丁度書記官
長ガ議長ノロヲ藉テ議場ヲ支配サレテ居
ルヤウナ觀ガアル、之ヲ私ハ甚グ遺憾ニ存
ジマスノデ、ドウカ議長ニ此邊ノ一切ノ處
置ニ付テ、今後一入御工夫ヲ御願申上ゲタ
イト思フノデアリマス

下サルト云フコトヲ御願ヲ申上グルノデア
ソレカラモウツ議長ノ御意図ヲ承ッテ
置キダイノデアリマス、ソレハ議長ハ此議
場内ノ守衛諸君——警備ノ守衛諸君ヲ撤廢
ナサル、御意思ガナイカ、又非常ナル場合
ハ是ハ格別デアリマスルガ、大抵ノ場合ニ
於テ此守衛諸君ヲ澤山ニ入レル、或ハ議長
ノ御考デ何某ヲ退場セシムルト云フヤウナ
場合ニハ、是ハ二三ノ守衛ノ手ヲ要スルデ
アリマセウガ、多數ノ守衛ヲ此議場ニ引入
レルコトハ、御見合セニナルコトハ出來ナ
イダラウカト云フコトヲ伺ヒタインデアリ
マス、去ル二十七日ノ議場ニ於キマシテ、
不幸ニモ騒擾ヲ生ジ、其際此周圍ニ議員諸
君が大分御集リニナクタノデアリマス、所ガ
殆下同時ニ忽チ現レタ守衛諸君ノ頭數ヲ、
私が默テ數ヘテ居ルト二十四アツタ、ソコ
デ私ハ此所ニ出テ居ラレタ御方ガ何派ノ御
方カ、何處ノ御方カハ存ジマセヌガ、其議
員方ノ頭數ヲ數ヘルト、ヤハリ二十四デ、
偶不思議ニモ一致シタ、ソレデ其二十四人
ノ御方々ニ事ヲ任セテ置ケバ靜カニ治マル
所ヘ、餘計ニモ二十四人ト云フ倍數ノ頭數
ガ植エタガ爲ニ、私ハ其騒擾が激化シタノ
デハナイカト深ク感ジタノデアリマス、ソレ
デ私ハ議長ガ或ハ退場モ御命ジニナル時
ニ、其人ガ之ヲ聽入レナインラバ、二三ノ
守衛ニ命シテ御出シニナレバ宜イノデ、強
テ澤山ノ守衛ヲ繰込マス必要ハ更ニナカラ
ウト思ハレマスシ、又喧嘩ト云フモノハ留手
ガアルガ爲ニ却テ騒ガシクナル、ダカラ若
シ議長ガ守衛ノ力ヲ借ラナケレバ、此議場ノ
統制ヲ保タル、方ガ幾ラモアルト思ヒマス
ガ、若シモ其人ガ、俺ハ厭ダト言ウテ誰モ辭退
サレルナラ、不肖私ガ議長ヲヤッテモ宜シ

イ、以上ノ御尋ニ對シテ議長ノ御意見ヲ承
レバ幸デアリマス
○議長(藤澤幾之輔君) 堀部君ニ御答致シ
マズ、第一ノ御問ハ、前議會ノ時ノ事柄ニ
關シテデアリマシタ、是ハ其當時直チニ取
消シタコトニナシテ居ルト思ヒマスガ、舊イ
事デアリマスカラ、念ノ爲ニ取調ベル事ニ
致シマス、ソレカラ起立ヲ以テ採決ノ場合
ニ、尙ホ記名投票ヲ致スト云フコトヘ、時
間ヲ要スルコトハ勿論ノ次第デアリマス
ガ、併ナガラ起立ノ採決ニ對シテ異議ガア
リマスレバ、是ハ當然茲ニ出デナケレバナ
ラ又ノデアリマスカラ、是バ御諒承ヲ戴キ
タイモノデアリマス、ソレカラ去ル三十一
日ニ本會議ヲ開キマセンカタコトハ、御承
知ノ通リ當日ハ豫算委員會が開カレテ居リ
マシテ、其上ニ大キイ委員會ガアリマシテ、
尙又貴族院モ開會セラレテ居リマシテ、ソ
ニ尙ホ本會ヲ開クト云フコトニナリマス
ト、實行上甚ダ困難デアシタモノデアリマス
カラ、議長ハ日程ヲ作ラナカッタノデアリマ
ス、ソレカラ議長、副議長ノ上ニ付テノ御
意見ガアリマシタガ、是ハ議長、副議長共
ニ、誠心誠意ヲ以テ、公平ニ事ヲ執テ居ル
積リデアリマスカラ、是亦御諒承ヲ戴キタ
イ、ソレカラ守衛撤廢ニ付テノ御意見モア
リマシタガ、是ハ目下ノ所ハ其意思ガナイ
ノデアリマス——是ヨリ質問ニ入りマス
ガ、第一ノ栗原彦三郎君ノ提出セラレマシ
タ、足尾銅山鑛煙毒ニ關スル質問ニ付テハ、
政府カラ答辯ガ出テ居リマス、山下谷次君
ノ國民精神作興ニ關スル質問ニ付テモ同様
デアリマス、尾崎行雄君提出ノ經濟的困難
ニ關スル質問ニ付テハ、御本人ヨリ延期ノ
申出ガアリマス、更ニ栗原彦三郎君カラ、
足尾銅山鑛煙毒ニ關スル質問ニ對スル意見
ノ陳述ニ付テ、發言ヲ求メラレテ居リマス、
之ヲ許シマス——栗原君

○栗原彦三郎君登壇
（栗原彦三郎君登壇）
煙毒ニ關シテ、政府ニ提出シタ質問ニ對シテ、
商工大臣ヨリ答辯ガ參リマシタケレドモ、
此答辯ニ満足スルコトガ出來マセヌガ故
ニ、簡單ニ意見ヲ陳述致シマス、私ガ政府
ニ陳述致シマシタ要點ハ、現内閣ガ組織セ
ラレテ今日ニ至ルマデニ、其取締ハ段々嚴
重ニナツテ參リマシテ、洵ニ宜シノイデアリ
マスルケレドモ、遺憾ナガラ營業主其者ガ
鑛業ヲ爲スニ當テ、誠心誠意ヲ以テ政府ノ
豫防命令ヲ遵守致サナイ、即チ營業上ノ不
親切ノ爲ニ、往々ニシテ鑛毒竝ニ煙毒ノ害
ヲ與ヘテ居ル、ソレガ爲ニ前年アノ非常ニ
大ナル鑛毒ノ害ヲ被ダタ所ノ、鑛毒被害地方
ノ人民ト、又多少ナリトモ年々鑛毒竝ニ煙
毒ノ害ニ依リマシテ、被害ヲ受ケテ居ル所
ノ人民ハ、安心シテ農業ニ從事スルコトガ
出來ナイト云フ状態ニアルコトハ、甚ダ遺
感デアル、殊ニ鑛毒被害ノ上カラ之ヲ見マ
スレバ、從來暴風雨ガアッタヤウナ場合ニ於
キマシテハ、足尾銅山ノ營業主ハ常ニ最モ
大切ナル所ノ沈澱池ヲ破壊致シマシテ、渡
良瀬川ニ鑛毒ヲ流シ込ムノデアリマス、何
故ニ此鑛毒ヲ流シ込ムカト申シマスレバ、
政府ノ明治三十年五月二十七日ニ、時ノ鑛
山監督局長カラ、足尾銅山主ノ古川市兵衛
氏ニ命令ヲ致シタ、其條項ノ一箇條ニ依リ
マスルト、毎日二万貫ヲ下ラザル所ノ石灰
ヲ、銅山カラ流し出ス所ノ毒水ニ攪拌致シ
マシテ、之ヲ沈澱池ニ於テ沈澱サシテ、奇
麗ナ水ニナツテカラ、渡良瀬川ニ流シ出ス
云フコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、此
二万貫ノ石灰ヲ毎日利用シテ、命令通りニ
之ヲ行フト云フ場合ニ於テハ、非常ニ手數
ガ掛ルノデアリマスルカラ、銅山營業主ハ
此手數ヲ免レル爲ニ、大洪水ノ際ニハ必ず
沈澱池ノ一部ヲ破壊致シマシテ、毒水ヲ其
儘流シ出スノデアリマス、現ニ昨年ノ七月
二十八日カラ八月二日ニ瓦リマスル所ノ大

雨ニ依ッテ、相當ノ洪水ガアツタノデアリマスルガ、其時ニ沈澱池ノ一部——只今答辯書ヲ見マスルト、沈澱池ノ分デハナイ、毒ヲ流ス所ノ水路ノ一部デアルト申シテ居リマスルガ、兎ニ角其處ヲ破壊致シマシテ、渡良瀬川ノ一部ニ毒ヲ流シ込ンダノデアリマス、此現狀ヲ目擊致シマシテ、被害民及ビ私共カラ足尾銅山ニ派遣シテ居リマスル所ノ、私設監督員ハ此現狀ヲ擗ヘテ、鑛業主ニ抗議ヲ申込ミ、同時ニ警察官ノ出張ヲ願ヒマシテ、ドウ云フ譯デ斯シ云フコトヲヤルノデアルカト云フコトデ、大悶著ヲ起シタノデアリマス、其結果ドウナツカト申シマスルト、渡良瀬川ハ昔ハ非常ニ魚ノ棲みダ川デアリマシタガ、鑛毒事件以來非常ニ魚族ガ少クナッタノデアリマシタガ、此八月二日マデノ間ニ沈澱池ヲ破壊シテ毒ヲ流シタ、ソレガ爲ニ渡良瀬川ニ一匹ノ魚モ居ナクエラベ、水蟲マテ悉ク死ンデシマッタ云フニ喜ンデ居タノデアリマシタガ、此八月二日マデノ間ニ沈澱池ヲ破壊シテ毒ヲ流シタ、モアリマスル所ノ大キナ沼デアリマシテ、此沼ニハ水藻ト稱スル一種ノ藻ガ發生致シテ居リマシテ、此沼ノ近隣ノ農村ニ於キマシテハ、此水藻ヲ取テ肥料ト致シマシテ、金肥ナドハ買ハナイテ農業ヲヤッテ居タノデアリマシタガ、渡良瀬川ニ毒ヲ流シタ結果ト致シマシテ、昨年ハ此水藻ガ悉ク枯レテ腐、テシマヒマシテ、是ガ爲ニ其地方ニ於ケル所ノ農民ハ非常ニ迷惑ヲ致シタノデアル、此事ハ新聞ノ記事並ニ通信等ニ依ッテ最モ明瞭デアルガ、斯ノ如キコトハ必ズシモ政府ガ默認シタノデナカラウン、又鑛山主ガ之ヲ爲サシメタノデモナイノデアラウケレドモ、末輩ノ徒ガ之ヲスルモノデアリマシテ、假ニ末輩ノ徒ガ之ヲシタモノト致シマシテモ、被害民ノ受クル所ノ被害ハ甚大

問ノ答辯ニ對スル栗原彥三郎君ノ意見
デアリマスルガ故ニ、左様ナコトノナイヤ
ウニシテ貰ハナケレバナラナイト云フノガ
私ノ質問ノ第一點デアツタノデアリマス、更
ニ之ヲ煙毒ノ方面カラ見マスレバ、今、日
光ハ皆様モ御承知ノ通り日本ノ國立公園ト
致シマシテ、之ニ國際的ノ設備ヲ施シマシ
テ、今ヤ世界屈指ノ遊園地トナルコトニ相
成シテ居ルノデアリマスルガ、此日光ノ天然
ノ美ヲ保ツテ居リマスル所ノ周囲ノ天然林
ハ、煙毒ノ爲ニ年々非常ナ勢ヲ以テ枯ラサ
レテ居ルノデアリマス、若シ此儘ニ放任シ
テ居ルヤウナコトガアリマスナラバ、此日
光ノ國立公園ガ假ニ出來タト致シマシテモ、
其天然ノ美ヲ保ツテ居リマスル所ノ樹木ト
云フモノハ、悉ク無クナツテ禿山ニナッテシ
マッタ場合ニ於テハ、國立公園トシテノ價値
ガ根本ニ失ハレテシマフモノデアル、ソレ
ノミナラズ此煙毒ノ爲ニ關東全體ノ水源地
トナツテ居リマスル所ノ利根川、渡良瀬川ノ
水源林ハ、悉ク枯死シテシマヒマシテ、何年
カノ後ニハ關東地方ハ非常ナ旱害ヲ被ラナ
ケレバナラヌト云フコトハ、最モ明瞭デア
リマス、此故ニ此煙毒ヲ豫防セシムル所ノ
方法ヲ十分ニ講ジテ貰ハナケレバナラナ
イ、其方法ト云フモノハ現在以上ノ煙毒除
外ノ設備ハ、今日ノ科學知識ニ於テ出來ナ
イト、斯ウ言ウテ居ルノデアリマスルケレ
ドモ、鑛山主ガ若シ營業ノ上ニ誠心誠意ガ
アルナラバ、此被害ヲ免ル、コトガ出來ル
ノデアリマス、即チ煙毒ト云フモノハ煙デ
アリマス、風ニ從テ各地ニ飛散スルモノデ
アリマスルガ故ニ、風ノ向キガ日光御料林
ノ方ニ行カナイ日ヲ選ンデ、既ニ今日マデ
枯レ盡シテアル方面ニ向シテ煙毒ガ飛ブヤ
ウナ風ノ方向ノ日ニ、多ク燐鑛爐ニ火ヲ入
レ、若シ足尾銅山カラ日光方面ニ風ガ吹
クト云フ氣流ノ方向ノ日ニハ燐鑛爐ニ火ヲ
入レナイト云フヤウナ方法ニ致シマスレバ
此煙毒ヲ免ル、コトガ出來ルノデアルニ拘
ラズ、鑛山主ハ多ク氣流ノ全ク日光ニ向ク

ヤウナ日ニノミ多ク熒鑛爐ニ火ヲ入レテ居ルノデアリマス、熒鑛爐ノ日々火ヲ入レテ居ルノデハナイ、時ニハ休ム時モアルノデアルケレドモ、ソレハ氣流ガ彼等ノ營業ニハ都合ガ好イガ、日光ノ樹木ハ枯れルト云フヤウナ氣流ノ日ニ、非常ニ多ク營業ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、是ガ爲ニ煙毒ガ益、甚シクナルノデアリマス、此故ニモウ一息嚴重ニ監督ヲシナケレバ、此害ヲ除クコトガ出來ナイノデアリマスルガ故ニ、政府ハ常設監督官ヲ足尾ニ置ク考ハナイカト云フコトガ、私ノ質問ノ要點デアリマシテ、常設監督官ヲ足尾銅山ニ置ク必要ハナイカ、私ハ必要ヲ感ジテ居ルガ、政府ハ之ヲドウ考ヘテ居ルカト云フコトガ、私ノ質問ノ要點デアルノデアリマス、然ルニ政府ガ之ニ對スル所ノ答辯ハ洵ニ遺憾至極デアッテ、吾吾ガ徹頭徹尾満足ノ意ヲ表スルコトノ出來ナイ答辯デアリマス

モノニ付テ、十分ノ知識ヲ持テ居ラナイカ
ラ、斯様ナ答辯ラシタモノニアルト考ヘル
モノニアリマス、此故ニ私ハ足尾銅山ノ鑛
毒ガ現在如何ナル程度ニ及ンデ居ルカト云
フコトヲ茲ニ申上ダマシテ、此答辯ガ甚ダ
遺憾デアルト云フ理由ヲ明カニシタイト考
フルモノニアリマス

諸君、足尾銅山ハ明治ノ初年カラ其鑛業
ヲ行テ居ルモノニアリマスルガ、明治二十
九年ニ非常ノ大洪水ガアリマシテ、其明治
二十九年ノ大洪水ニ因リマシテ足尾銅山ニ
堆積致シテ居リマシタ所ノ砒素、丹礬、其
他ノ猛烈ナル所ノ毒ヲ有シテ居ル所ノ泥土
ガ一時ニ下ヘ流レ出シマシテ、柄木、群馬、
埼玉、茨城、千葉、東京ノ一府五縣十五郡百
三十五箇町村ト云フモノガ甚大ナル害ヲ被リ
マシテ、其當時ニ於テ最モ被害ノ盛デアリ
マシタ群馬縣ノ新田、邑樂、山田ノ三郡、
栃木縣ノ足利郡、下都賀郡、及ビ埼玉縣ノ
北埼玉郡ノ一部デアリマスル所ノ川邊、利
島、或ハ茨城縣ノ猿島郡ノ一部デアリマス
所ノ古河附近等ニ於キマシテハ、全ク一粒
ノ米、一粒ノ麥ヲモ田畠カラ收穫スルコト
ノ出來ナイト云フ状態デアツバカリ、デナ
ク、屋敷ニ在タ所ノ樹木モ悉ク枯れテシマ
フト云フヤウナ、非常ナ悲慘ノ状態ニ在タ
ノデアリマス、之ヲ田中正造翁ナドノ熱心
ナル運動ニ依リマシテ、政府モ此害ノ甚シ
キヲ認メマシテ、遂ニ當時ノ大隈兼任農商
務大臣ハ、鑛山局長ヲシテ五月二十七日ニ
足尾銅山鑛毒豫防命令書ト云フモノヲ發セ
シメタ（何年デスカ」ト呼フ者アリ）明治三
十年五月二十七日——此明治三十年五月二
十七日ニ發シマシタ所ノ豫防命令ニ依リマ
シテ、古河市兵衛氏ハ當時三百餘万圓ノ經
費ヲ投ジテ沈澱池ヲ造リ、或ハ此鑛毒ガ粉
ニナツテ飛ブ所ノ粉鑛採集器ト云フヤウナ
モノヲ据付ケル所ノ施設ヲ致シマシテ、兎
ニモ角ニモ鑛毒ガ大シタ勢ヲ以テ下ノ方ニ
流出サナイト云フコトニ相成テ居ルノデ

アリマス、併ナガラ年々何千万圓ト云フ利潤ヲ得ル所ノアノ大キイ足尾銅山ノ營業デアリマスガ故ニ、少クトモ一日ニ何万立方坪ト云フ丹礮砒素ヲ含有スル所ノ多クノ毒泥ガ堆積致スノデアリマシテ、現在ハ坪數ニ致シマシテ三百七十餘萬立方坪ト云フ、此猛烈ナル毒泥ガ十七箇所ノ毒泥堆積所ト云フモノニ堆積致シテ居ルノデアリマス、大抵ノ毒デアリマスナラバ明治三十年カラ積ミ始メマシタ所ノ堆積所ノ如キハ、既ニ三十四年ニ相成リマシテ、其間或ハ日ニ曝サレ、或ハ雨ニ或ハ雪ニ曝サレテ居ルノデアリマスカラ、其毒ガ餘り猛烈ナモノデナインラバ、草ノ一本位ハ生エナケレバナラナイノデアリマスガ、明治三十年カラ、沈澱致シテ居リマス其ノ毒山ニ對シテハ、マダペん／＼草一本モ生エテ居ナイノデアリマス、斯ウ云フ猛烈ナル毒ガ三百七十餘万立方坪ト云フモノガ渡良瀬川ノ水源地、而モ川ノ直グ上ニ堆積所ヲ造テ居リマシテ、此ノ石垣一ツノ上ニハ此毒泥ガ堆積致シテ居ルノデアリマスカラ、若シ一朝山津波等ガアリマス場合ニ於キマシシテハ、此毒泥ガ再ビ渡良瀬沿岸竝利根川沿岸ニ洪水ト共ニブチ撒カレマシテ、往年ノ如キ鑽毒被害ノ慘狀ヲ見ルト云フコトハ、最モ明カナ事ニナシテ居ルノデアリマス、一面ニ於テハ此重大ナル危険ガアルバカリデナク、更ニ又年々此渡良瀬川ノ水ヲ灌溉致シテ居リマス群馬縣ノ山田郡^{或ハ新田郡}、邑樂郡、栃木縣ノ足利郡ノ一部ノ田ニ對シテハ、相當ノ害ヲ及シテ居ルノデアリマス、ドノ位ノ害ヲ及シテ居ルカト申シマスレバ、先づ一段ニ付テ平均二俵位ノ減收ヲ來サセテ居ルノデアリマス、ソレハ何ノ爲デアルカト云ヘバ、田ニ水ヲ掛ケマスト、其田ノ三分ノ一位ニハ一寸位ノ毒砂ガ積ムノデアリマス、其毒砂ノ積ンダ所ハ精々伸ビテモ稻ガ五寸カ一尺シカ仲ビナイノデアリマスガ故ニ、一段ニ付テ平均二俵位ノ害ヲ被テ居ル、

此害ヲ被ルテ居る外ニ、時々此沈澱池ヲ打壊シテハ毒ヲ流シ出スノデアリマスガ故ニ、渡良瀬川ハ魚ガ獲レナクナル、赤麻沼ノ魚モ獲レナクナリ、藻モ取レナクナルト云フノデ、現在ニ於テモ相當ノ被害ヲ與ヘテ居ルノデアリマス

更ニ又烟毒ノ方面カラ申シマスト、是亦猛烈ナモノデアリマシテ、現在群馬縣利根郡ノ一部ト、栃木縣ノ上都賀郡ノ一番山奥ノ方ニ當リテ居リマス方面ハ、一體ニ關東ニ於ケル密林地帶デアリマス、此密林地帶ガアルガ爲ニ或ハ鬼怒川或ハ大谷川、或ハ渡良瀬川、或ハ利根川等ノ水源トナリマシテ、此水源ニ依テ關八州ノ地ヲ潤シテ居ルノデアリマスガ、此水源地帶ハ今ヤ非常ノ勢ヲ以テ樹木ガ煙毒ノ爲ニ枯レツ、アルノデアリマス、鑑山局ノ役人ナド今ハソンナ害ハナイナドト申シテ居リマスガ、現ニ足尾銅山ニ住ンデ居リマス人ニ言ハセルト鑑山局ノ役人ヨリハ山ニ住ンデ居ル鳥ヤ獸ノ方ガ利口大變利口グト云^{シテ}居ル、ドウ云フ譯デ鑑山局ノ役人ヨリモ鳥ヤ獸ノ方ガ利口デアルカト言ヘバ、鳥ヤ獸ハ今日ハ斯ウ云フ風ノ向デアルカラ、此氣流デハ必ズコッチノ方へ煙毒ガ飛ンデ來ルト思ヘバ、獸モ鳥モ其方面ニハ皆居ナクナ^{シテ}風上ニ行^シテ居ル、然ルニ此氣流ド云フモノニ少シモ注意ラシナイデ、將來世界ノ國立公園トナルベキ所ノトヽ斯ウ云^{シテ}居ルノデアリマス、斯様ナ次第^{シテ}私ガ常設監督官ヲ足尾ニ置イテ貴ヒタ役人ガ廻^{シテ}行^シテ、料理屋ノ二階デ監督シテ居^リタノデハ、實際ノ監督ガ行ハルベキモノデハナイノデアリマス、此非常ナ被害ガアルノニ拘ラズ、常設監督官ヲ置ク必要ガ

ナイナドト言フニ至ッテハ、驚入ッタ次第ト
謂ハナケレバナラヌノデアリマス、殊ニ只
今ノ客辯書ニ依リマスト、本年七月末日ノ
暴風雨ノ際ニハ沈澱池ハ破壊シナカッタ、鑛
水路ノ一部ニ支障ヲ來シタノダト云フノデ
アリマスガ、苟モ政府ノ答辯トシテ、此机
ガ傷ンダノデハナイ、端々コガ少シ傷ンズ、
毒ガ流レタト云フヤウナ答辯デアッテ、洵
驚入ッタ客辯ト謂ハナケレバナラナイノデ
アリマス、ドウシテ毒ヲ流ス所ノ鑛水路ノ
一部ガ沈澱地デナイノデアリマスカ、苟モ
商工省ノ方々ハ此位ノコトハ御存ジデナケ
レバナラナインデアリマス、更ニ現在ニ於
テハ殆んど被害ヲ與フル憂ハナイ、斯ウ云々テ
居リマスカ、只今申シマシタヤウニ鑛毒ノ
方面ニ於テモ、烟毒ノ方面ニ於テモ、十分
ニ害ガアルノデアリマス、唯將來十分ニ作
業ニ注意シテ遺憾ナキヤウニ期スルト仰シ
ヤリマスケレドモ、監督ガ不十分デドウシ
テ遺憾ナキコトヲ期スルコトガ出來ルノデ
アリマセウカ、私ハドウシテモ是ハ常設監
督官ヲ置クヨリ外ニ途ガナイト思フノニア
リマス要スルニ現内閣ノ諸公、殊ニ此方面
ニ携ハラレテ居ル方々ハ、誠心誠意ニ此監
督ヲシテ下サルコトハ事實デアリマス、前
ノ田中義一氏ノ内閣ノ時ノ如キハ毒ヲ流シ
放題、勝手次第デアッテ、私ガ嘗テ質問書ヲ
提出シテ其答辯ヲ追々時ニ、田中義一君ノ
如キハ、日光ノ御料林ヲ枯ラスト云フコ
トハ畏多クハナイカト云フ質問ニ對シテ、
畏多クナイト云フ答辯ヲシテ居ルヤウナ政友
会内閣時代ヨリハ、確ニ其監督ノ上ニ於テ
相當進ンデ居ルコトハ明瞭デアリマスルケ
レドモ、遺憾ナガラ銅山ニ對スル知識ガ十
分デナイカラ、斯様ナ御答辯ヲサレタト考
ヘマスルガ故ニ、政府ハ宜シク更ニ十分ナ
レ調査ヲナサイマンテ、是非監督官ヲ置ク

○議長(藤澤幾之輔君) 山下谷次君カラ意見ノ陳述ヲ申出テアリマス——山下谷次君

國民精神作興ニ關スル質問ノ答辯ニ對
スル山下谷次君ノ意見

山谷次

作興ニ關スル
谷次君ノ意見

九質

○山下谷次君 私ハ政府ニ對シマシテ、國民精神作興ニ關スル所ノ質問書ヲ出シテ置キマシタ、而モ其質問書ニハ書面デナクテ、ロ頭デ必ズ御答下サルヤウニト云フコトア、書添ヘテ居タクノアリマスケレドモ、今日突然書面ヲ以テ答辯ガアッタノアリマス此頃議會ハ時代トハ申シナガラ、多クハ物質文化ノ方ノコトバカリ議サレテ、大抵ノ場合精神文化ノコトヲ打忘レラレテ居ルノデアリマス、ソコデ斯ノ如キ問題ハ、本議場ニ於キマシテ十分政府ト意見ヲ闘ハス必要ガアルト私ハ考ヘテ居タク、併ナガラ今日マデ其機會ハナシ、若モ私ノ質問書ニ對シテロ頭デ御答下サルナラバ、ソレニ對シテ又再質問モ出來マシテ、相當ナ問題ニナルト思ヒマシタケレドモ、書面ヲ以テ答辯セラレテ、ドウモ的ノナイ所ヘ矢ヲ放ツ譯ニハ行カヌノデアリマシテ、寔ニ遺憾ニ存ズル次第アリマス、併ナガラ一應自分ノ質問ノ趣意ノ大體ヲ申上げマシテ、諸君ノ御清聽ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス近頃ノ思想ノ險惡ナルコトハ諸君ノ御承知ノ通リデアリマス、殊ニ最近ニ於キマシテハ、不景氣が絶頂ニ達シマシテ、國民ハ生活ノ脅威ヲ受ケ、生命ノ不安ヲ感ジテ居ル時デアリマス、ソコデ以テ丁度關東ニ於ケル震災直後ノ有様ガ、日本全體ニ擴張セラレテ居ルト云フヤウナ狀態ニナツテ居ル、リマスガ、是ハ一々其例證ヲ舉ゲルコトハ、國家ノ爲ニ甚ダ宜シクナイト思フカラ省略致シテ置キマス、唯吾々ガ政府ニ要求スル

ノハ、現在アル所ノ此事例ヲ彼此レ申上ゲルノデハナクテ、ドウシテ國民精神ノ作興ヲ圖ルカト、私ハ思ウテ居タノデアリマス、斯ウ言へバ國民精神ノ作興ヲ圖ル爲ニ中學校ノ改善ヲヤルトカ、師範學校ノ改善ヲヤル位ノ答辯ダラウト思ヒミシカラ、案ノ如クソレガ答辯書ノ中ニハイテ居ル、師範學校ノ改善ヤ中學校ノ改善デ、國民精神ヲヤルモノデハナイ、全ク屬僚的答辯デアルノデアリマス(拍手)私ガ思フノニハ、此所謂國民精神ヲ作興致ス、即チ思想ヲ善導致シマスルノニハ、何ガ一番最モ正確デアズ、遅イヤウデ早イノハ何デアルカト申シタナラバ、教育ノ改善デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

諸君、私ガ申上ゲルマデモナク、佛蘭西革命當時ニ、所謂政治國難、經濟國難ガ襲來致シテ居ル其時ニ、三人ノ革命發頭人ガ復致シタ、是ハ何ニ原因ヲナシテ居ルカト申シタナラバ、教育ノ改善ノ結果第一デアルト云フコトニ定マフタコトハ、諸君御承知ノ通リデアル、獨逸ガ戰敗致シマシテ、今日マデ僅ニホカナリマセヌガ、殆ド國難ガ回復致シタ、是ハ何ニ原因ヲナシテ居ルカト申シタナラバ、教育ノ改善ノ結果デアルコトハ、諸君御承知ノ通リデアリマス(拍手)

故ニ此思想國難、即チ國民精神ノ作興ヲ圖ラントスルノニハ、教育ノ大改革ニアルノデアリマス、然ラバ其教育ハ如何ニシテ改革スルカ、之ヲ私ハ文部大臣ニ聞キタカタノデアリマス、所ガ文部大臣ノ答辯書ノ中ヲ見ルト云フト、中學校ノ改善、即チ中學校ヲ一部一部ニシテ、三年カラ實業ヲ教ヘルト云フヤウナコトデ、國民精神ノ作興方圖ラレルモノデハナイ、師範學校ノ改善ヲ致シテ二部制ヲ設ケテ、ソレヲ而モ二年ニシタト云フヤウナコトデ、到底國民精神ノ作興ヲ圖ルコトハ出來ナインデアリマス、教育ヲ根本的ニ改革致サナケレバナラヌ、ソレハ私ノ私案ヲ申上ゲテ見マスト云フト、根本ニ改革スルコトハ、是デナクテハナラ

ス、此官學萬能ノ結果トシテ、種々ナル弊害ノ起キテ居ルコトハ諸君ノ御承知ノ通り、丁度藩閥ヲ打破シタト同様ナル勇氣ヲ以テ、此所謂官學ヲ打破シテ、私學ヲ以テ之ニ代ヘナケレバナラヌ、是ガ教育界ニ於ケル一大革新デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

其次ニ教育界ノ中デ改革致シマス所ノ細カイ所ニ行ケバ、兎ニ角私學ヲ本體トシテ制度ハ設ケナケレバナラヌ、其上ニヤラナケレバナラヌコトハ、所謂試驗制度ノ改廢デアリマス、其試驗ハ、現在アリマスノハ所謂入學試驗ト、在校中ノ試驗ト、職業試驗ト、斯ウ三ツニナシテ居リマスガ、ドレモ只今ヤッテ居リマスノハ私ハ甚ダ感心致サヌ、入學試驗ノ時ニ校長ノ内申書ヲ取ル、多クハ虛偽ノ内申書デアタト云フコトハ明カニナシテ居ル、又筆記試驗デヤッテモ弊害ガ多イ、是等ニ付キマシテハ宜シク教育ニ從事シテ居ル御方ハ、所謂體格ヲ主ト致シマシテ、理解力ガ有ルカ無イカ、讀書力ノ有ルカ無イカ位ヲ見テ、入學ヲ許スコトガ第一デアルト私ハ考ヘテ居ル

次ニハ在學中ノ試驗デアリマス、是ハドウナシテ居ルカト云フト、一科ガ四十點以上、平均六十點、此制度ガ日本ノ今日ヲシテ、總テニ國難ニ直面セシメテ居ル所ノ原因ヲナシテ居ルノデアリマス、何トナレバ人間ハソレノ個性ヲ持テ居リマスガ、今日ノ此制度ハ本人ガ持テ居ル所ノ秀デタル個性ハ抑付ケテシマッテ、出來ナイモノヲ上ガルヤウナコトニナシテ居ル、私ハ之ヲ名付ケテ、今日ノ教育ハ凡化教育ト謂フ、此凡人ニ化スル教育ヂヤ、才前ハ數學ガ出來ルカラ數學ヲヤルナ、漢學ガ出來ヌカラ漢學ヲヤレト云ウテ、出來ルモノハヤラサズニ置イテ、出來ナイモノヲ無理ヤリヤランテ居ル、ソレヲ若シモ教育者ガ出來ル所ヘ

主ナル力ヲ注ガシテ、出来ナイ所ノ學科ノ如キハ、常識ヲ得ルト云フ位ノ程度デヤッテ行ッタラドウカト思フ(拍手)然ルニ天性神ビル所ハ切ッテシマフ、是ハ私ハ生垣教育トモ言フテ居ル、生垣ハ奇麗ニ摘ンデ行ケベ、翌年ニナッテ中々ビンヽト出テ來ルガ、ソレヲ剪ッテシマフ即チ人間ノ伸ビル所ハ剪ッテシマッテ、伸ビナイ所ノモノヲ、殊更針金ヤ線等テ以テ之ヲ吊上ゲテ、伸バサウト云フヤリ方デアルカラ、大ナル人物ガ出ナイノデアリマス、故ニ此在校中ノ試験制度ハ、所謂一科目モ抽テタモノガアツナラバ、卒業サシテ社會ニ出スガ宜シイ、其一學科デ以テ相當一家ヲ作ルコトハ出來ルノニアリマス、然ルニ今日ノ在學中ノ試験ハ、多々ハ凡化教育ノ標準ヲ現シテ居ル、生垣教育其儘ヲ現シテ居ルト云フコトデアリマスカラ、日本ニ於テハ大ナル人物ガ出ナイノデアリマス

娘ニ卒業ニ伴フ特權モ廢スル、東ニ角大學ヲ卒業スレバ學士號ヲ貴ヘルト云フノデ、其金看板方欲シナニ、自分ニ資力モ體力モ學力モ考ヘズニ、無暗ニ大學ヲ志望スル者ガ多イノデアリマスガ、此特權ヲ無クシテシマッタナラバ、自分ガ自分相應ノ教育ヲ受ケルト云フ本質ニ立還リ得ルト、私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)殊ニ甚シイノベ、學校卒業ノ免狀ガナケレバ、試験ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フヤウナ個度ニナツテ居ル、例ヘバ高文ノ試験ヲ受ケル時デモ、大學デアルトカ、或ハ高等學校、專門學校、或ハ小學校ノ正教員ノ免狀ヲ持テ居ラケレバ受ケルコトガ出來ナイ、是ハ所謂金持バカリハ試験ヲ受ケルコトガ出來ルケレドモ、眞ニ獨學シテヤッタ者ハ、遂ニ高文試験ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フ狀態デアリマス、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマスシマシテ、ドナタデモ資格ナクシテ望ム所ノ試験ガ受ケラレルヤウニ改正ラシナケレバナラヌ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、次ニ教育ノ改良ノ一ツ致シマシテ、義務教育年限ノ延長ヤルコトデアリマス、是ハ多年ノ宿題デアリマスルケレドモ、今ニ是ガ實行ガ出來ナイ、外國デハ八年或ハ九年、或ハ十二年モガ義務教育年限ニナツテ居ル所ガアリマスガ、日本ガ假ニ八年ト致シマシテモ、外國ノ兒童ガ習フノト、日本ノ兒童ガ習フノトハ、其結果ニ於テ餘程ノ違ヒガアル、日本ノ語學ハ面倒デアリマシテ、西洋ノ語學ハ簡單デアリマス、面倒ナモノヲ八年間ヤンテモ、日本ノ兒童ハ得ル所ガ少イ、之ニ反シテ外國ハ八年、九年ノ年限デアルノニ、日本ハ六年ト云フ年限デアル、其爲ニ非常ニ外國ノ兒童ト日本ノ兒童ハ、小學校ノ卒業成績ガ達フト云フコトニナルノデアルカラ、是非トモ是ハ年限ヲ延長スル必要ガアル、サウスルト必ズ是ハ經費ノ問題ニ關係シテ來ルノデアリマス

ガ、私ガ最初申シマシタ教育ノ根本改善ノ
一ソトシテ、私學ヲ本體ト致シテ、少クト
モ大學ヲ私立ニ委シテシマフ、唯茲ニ例外
ガアルノハ理科デアルトカ、工科デアルト
カ云フモノハ、サウハ行カヌガ、其他ノモ
ノハ全部私立デヤルコトガ出來ルノデアリ
マス、サウシタナラバ少クトモ國家ノ經費
ハ四千万圓以上年ニ違フノデアリマスカラ、此經費ヲ以テ義務教育費年限延長ハ優
ニ出来ルコト、考ヘテ居ルノデアリマス
ニ次ニハ補習教育ト青年訓練ヲ合併スル必
要ガアル、小學校ヲ卒業スルノハ十三歳或
ハ十四歳デアリマスガ、青年訓練所ニ入ル
ノハ十六歳デアリマス、此間ノ二年或ハ三
年ハ、補習教育ヲ受ケル者モアレバ、受ケ
ナイ者モアル、又政府ニ於キマンシテモ、補
習教育ニハ僅ニ五百五十万圓、青年訓練所ニ
ハ百万圓ノ金以外ハ出シテ居ナイ、國民ノ
方モ餘り乘氣ニチテ居ラナケレバ、政府ノ
方モ餘り乘氣ニチテ居ラナイ、ソコデ之ヲ
合併致シマシテ、相當ナ經費ヲ投ジテ、小
學ヲ卒業シテ微兵ニ行クマデハ、國家ノ義
務トシテ之ヲ教育スル必要ガアルト考ヘテ
居ルノデアリマス(拍手)

令モ、帝國議會ニ提出致シテ、諸君ノ御審議ニ依リマシテ決定致シ、ソレニ依ッテ文部省ガヤル所ノ經費ヲ兩院ガ協賛スルコトガ最モ適當デアリ、且ツ適切ナル教育ガ出来ルト思フノデアリマス（拍手）

次ニハ教育上ニ於テ、今日眼ノ前ニアル所ノ事ヲ如何ニスルカ、是モ質問ノ一ツデアッタノデアリマス、一昨年ノ七月頃カラノ不景氣ハ、大切ナル子供ヲ教育スル學校ニマデモ甚大ナル影響ヲ及ボシテ居ルノデアリマス、甚シキニ至テハ、先づ小學校カラ申上ゲマスガ、小學校ノ如キモ、今マデハ過齡兒童ノ就學率ハ九割九分六厘ト云テ居タノデアリマス、然ルニ昨年ハ七十万人カラノ不就學兒童ガアッタノデアリマス、本年ハ百万ヲ超過スルグラウ、此不就學即ち小學校ニ行カヌ子供ヲ、如何ニシテ政府ハ教育シテ行クカ、之ニ費ス経費ハ五十万圓アルト思ヒマスガ、百万人ノ不就學兒童ガ出來タ時ニ、一人前五十錢ヨリ外當ラヌノデアリマスカラ、到底百万人ノ不就學兒童ヲ教育シテ行クコトガ出來ナイノデアリマスガ、政府ハ之ニ付テドウ云フ考ヲ持ッテ居ルカノ伺フノデアリマス

次ハ中等學校程度ノモノデアリマスガ、中學校ノ如キモ生徒ノ數ハ甚シイ所ハ半減致シテ居ル、少クトモ二三割ハ減ジテ居ルノデアリマス、經費ノ上ニ於キマシテモ非常ナル收入減デアリマス、此間新聞ノ報ズル所ニ依レバ、九州帝國大學ダケノ收入ノ減ガ三万圓デアルトカ書イテアリマシタヤウナ配配デ、所謂帝大デスラモ斯ノ如ク收入ハ減ジテ居ルノデアリマスカラ、其他ノ学校ノ收入ノ減ジテ居ルコトハ明カナノデリマス之ヲ如何ニシテ政府ハ救濟スル積リデアルカト云フノガ、私ノ質問ノヤハリ一ツデアルノデアリマス

次ニハ目下ノ問題ト致シマシテ、昨年ノ臨時議會ニ於テ小學校教員ノ俸給一千萬圓ノ國庫負擔増額ハ可決致シマシタガ、ソレ

ガ行^テ居ルノニモ拘ラズ、今日ハ小學校教員ノ俸給ハ初任級モ減ジタ縣方多シ、初任級デナクテモ、一般ニ或ハ二割或ハ三割モ減ジテ居ル處が段々アルノデアリマズガ、是等ニ對シテハ政府ハドウ云フ考ヲ持シテ居ルノデアルカ、是ガヤハリ私ノ質問ノ趣意デアリマス

斯ニ如ク教育ヲ大改良致シマシテ、國民精神ノ作興ヲ圖ラナケレバナラヌ、之ニ引續キマシテ、國民精神ノ作興ヲ圖ルニハ、ヤハリ生活ノ安定ヲ與ヘナケレバナラヌ、今日國民全體ガ生活ノ不安ヲ感ジテ居ルコトハ、是ハ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、特ニ學校ヲ卒業シタ者デ生活ノ不安ヲ感ジテ居ル者ガ非常ニ多いノデアリマス、今年ノ三月ハ大學竝ニ專門學校ノ卒業生ガ何万ト出マスガ、恐ラクハ二割トハ片付カナイダラウト思^テ居ルノデアリマス、此殘ル所ノ八割、國家ガ何億ト云フ金ヲ投ジテ教育シタ所ノ此人間ヲ遊バニ付テ、文部大臣ハ如何ナル考ヲ持^テ居ルカ、此所謂學校ヲ卒業シタ者ヲ遊ハスト云フコトハ、是ハ所謂思想ノ上カラ申シマンテデモ、國家觀念ノ上カラ申シマシテデモ、甚ダ是ハ穩當デナイカラ、之ヲ如何ニシテ教濟スルヤ、如何ナル方法ヲ有スルヤト云フコトガ私ノ質問ノ一ツデアルノデアリマス

次ニハ思想善導、即チ國民精神ノ作興ハ先づ上位ニ在ル人ガ實踐躬行シテ以て其範ヲ示スト云フコトガ、最モ大切デアルノデアリマス、然ルニ實ニ今日ノ狀態ヲ見マスト云フト、朝野兩黨ト言ヒタイガ、斯ウ云フ問題ハ黨派ニ關係ガナイノデスカラ、暫クノ間御清聽ヲ御願致シタイトト思ヒマス、如何ナル事ガ今日ノ世相ニ現ハレテ居ルカ、甚ダ民政黨ノ方ニハ都合ガ悪い事デアルカモ知レヌケレドモ、是ダ^ク言ハシテ戴キタイ、ソレハ國民精神ノ作興ヲ唱^ヘテ居ル、殊ニ其國家觀念ト云フヤウナ事ニ付キ

ニ財政専門家委員會、即チ「ヤング」委員會ヲ設置シマシテ、其對策ヲ攻撃セシメ、其報告ニ依ツテ同年八月以来、和蘭海牙ニ於テ會議ヲ開キ、昭和五年一月一十日ニ至リ、海牙協定ナル條約ヲ締結致シマシタ、同條約ノ重要ナル一項目ハ、國際決済銀行ノ關係債權國ノ機關タル賠償委員會ヲ取扱、ナル銀行ヲ設立シ、同行ニ於テ獨逸國ノ支拂フ賠償金ヲ受入レマシテ、之ヲ各債權國ニ分配スルト云フコトアリマシテ、從來居リマシタ事務ヲ同行ニ移シタノデアリマス、此國際決済銀行ノ獨逸國ノ支拂ヨリ生ズル資金及ビ投資ニ關シテハ、海牙協定ノ條約國ハ一切ノ租稅其他公課ヲ課セザル爲メ、必要ナル措置ヲ執ルト云フコトニナッテ居リマスノデ、我國ニ於キマシテモ法律ヲ制定致シマシテ、同協定ノ趣旨ニ副ヒタイト考ヘマス、何卒速ニ御協贊アランコトヲ御願致シマス(拍手)○議長(藤澤幾之輔君)質疑ヲ許シマス——深澤豊太郎君登壇

キ御見舞ニ對シテハ、震災地地元一同深厚ノ謝意ヲ表シテ居ル所デアリマス、私ハ此法案ヲ見マシテ、是ハ只今政府委員ヨリ説明ノアリマシタ通り、當然爲サルベキコトヲ政府ガ爲サレテ居ルモノデアルト思フノデアリマス、地元民ハ此法案ノ決定セラルベキコトヲ勿論望ンデ居ルコトハ言フマデモアリマセヌケレドモ、地元民ノ望致シテ居ル所ハ此法案ノ決定其モノデハナインデアリマス、ヨリ以上進ンデ、政府ハ果シテ關東大震災及ビ奥丹後ノ震災ニ心配シタ通り心配ヲ、今度ノ北伊豆ノ震災ニ當テモ爲シテ吳レルモノデアルカドウカト云フコトニ付テ、地元民ハ大多ノ關心ヲ持テ居ルノデアリマス、如何ニ政府ノ國庫窮乏ノ場合デアリマシテモ、所謂非常ノ場合ニアリマスカラ、斯ノ如キ際ニハ最モ迅速機敏ナル處置ヲ執ラレテ然ルベキモノデアッタト思フノデアリマス、然ルニ地元民ヨリ幾多ノ請願ヲ致シテ居リマス、其請願ハ關東大震災ニ於ケル、殊ニ奥丹後ニ於ケル政府ノ處置ヲ前例トシテ請願ヲ致シテ居ルノデアリマスケレドモ、未ダ其一ツモ解決ヲ致スコトガ出來ナイデ居ルノデアリマス、其地元民ノ前例ニ依ル斯ノ如キ天災ニ對スル政府ノ處置トシテ、地元民ノ要望致シテ居ル所ヲ列擧致シマシテ、政府當局ニ於テハ果シテ斯ノ如キコトヲ爲シテ吳レルノデアルカ否カノ明答ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス、ソレハ町村ノ營造物ノ復舊ニ對シテ、果シテ補助ヲ致ス御考ガアルカドウカ、神社及び寺院ノ復舊ニ對シテモ是亦政府ニ於テ補助ノ考ガアルカドウカ、土木工事、即チ道路ノ破壊セラレタモノ、橋梁ノ破壊セラレタモノノ復舊スルニ當テモ、政府ガ補助ヲ致スコトガ出來ルカドウカ、生設備ノ復舊等ニ付テノ補助ハドウ致スノアリマスカ、是等ハ多クハ公ノ事デアリ

マスガ、ヨリ以上ニ個人ニ關シマシテハ、
奥丹後ノ際ニハ恰モ同様温泉地域ノ事デア
リマシタ爲ニ、温泉旅館ノ復舊等ニモ多大
ノ便宜ヲ與ヘラレタモノト、前例ニ見エル
ノデアリマス、即チ特別ノ低利資金ノ融通
等ヲ致シテ、温泉地域ノ復舊ヲ圖ラセラレ
タ、今回ハ此取計モ見受ケマセヌ、又個人
ノ住宅資金ニ付テモ未ダ御決定ヲ見テ居リ
マセヌ、生業資金ニ付テハ勿論何等施サレ
テ居リマセヌ、斯ノ如キコトハ今日私共ガ
要望申サナイデモ、政府ハ其前例ニ依ツテ當
然行ハルベキ筈デアッタノデアル、何故之ヲ
今日マデ遷延シテ居ルノカ、地元民ハ免租
ニ關スル法律ノ御決定ヲ見、或ハ震災直後
ノ深甚ナル各方面ノ御厚意ニ付テハ、多大
ノ謝意ヲ表シテ居リマスケレドモ、其謝意
モ、感謝ノ辭モ、斯ノ如キ前例アル國家ノ
施設ヲ拝擲セラレテ居リマシタ曉ニ於キマ
シテハ、廳デ怨ミノ聲ト變ルノデハナイカ
ト云フコトヲ恐レルノデアリマス、勿論之
ヲ爲サラナイトハ私ハ申シマセヌガ、若シ
爲サレマスルモノナラバ、一日モ早ク此震
災ニ苦シデ居ル者ニ安心心ヲ與ヘテ戴キタ
イ、殊ニ御承知ノ通り、今日ハ關東震災及
ビ奥丹後當時トハ違テ、非常ナル不況ノド
ン底ニ在テ、震災民ハ全ク一圓ノ現金ニモ
窮シテ居ルト云フ状態デアシテ、相當ノ資金
ノ融通ヲ見ナケレバ、其復興ハ到底期スル
コトガ出來ナイ今日ノ状態ニアルノデアリ
マス、故ニ此苦シキ事情ヲ御諒察ニナリマ
シタナラバ、當議場ニ於テ明答ヲ與ヘテ、
今直チニ之ヲ行ハナイデモ、行フ意思ヲ明
カニスレバ、地元民ハ安心ヲ致シテ復舊復
興ニ手ヲ染メルコトガ出來ルノデアリマス
カラ、政府當局者ハ安心ヲ與ヘル爲ニ於テ
モ、明カナル御答辯ヲ御願致シタイト思フ
デアリマス

万圓ヲ要スルト傳ヘラレマシタガ、内務省ノ計算スル所ニ依ルト、六十二万圓カ、六十五万圓カ存ジマセヌガ、此復舊ノ如キモ、一日早ク行ハナケレバ、一日ダケ災害ガ多クナルノデス、折角造り上ガ夕岸壁ガ崩壊致シテ居ルノデアリマスカラ、崩壊致シタ儘ニ放任致シテ置ケバ、海水ノ出入ノ爲ニ日々其被害ハ甚シクナ、テ行キマス、一日モ早ク此岸壁ヲ元ノ通リニシナケレバ、折角造リ上ガテアル岸壁内ノ築港ノ埋立工事ハ、日々破壊セラレテ行クノデアリマス、其他破壊セザル岸壁ニマデモ、岸壁ノ破壊サレタ部分ヲ拠擲シテ置キマス爲ニ、多大ナ影響ヲ及ボシテ、震災直後直チニ手ヲ染メラルベキモノデアルト考ヘテ居リマスノニ、未ダ此工事ニ取掛シテ居ラレナイヤウデアリマス、此事モ序ニ政府ヨリ御明答ヲ煩ハシタイト思ヒマス、斯ノ如キコトハ此議場テ申上ゲルノハ最早迂遠ナノデアル、疾ニ政府ハ豫備金ノ支出デアルトカ、或ハ責任支出ヲ以テ處分セラルベキモノデアル、吾々ガ専情ニ參リマシテモ、不幸ニシテ政府ニハ一錢ノ豫備金モ使ヒ果シテ無クナッテ居ル、責任支出ヲシタクモ國庫ハ窮乏シテ居ル、財政上ノ緊急處分ヲ願ヒタクトモ、其方法ヲ執ツテ下サラナイ、遂ニ此議會ニ臨ンダノデアリマスカラ、此議會中ニ於テ相當ノ處置ヲ執ラレシコトヲ御願スルト共ニ、是等ノ點ニ付テノ御明答ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス

○議長（藏澤洋之輔君） 中村嘉壽君
〔中村嘉壽君登壇〕
○中村嘉壽君 私ハ大藏當局ニ國際決済銀行ニ付テ御伺シタノイデアリマス、先づ此銀行ニ參加スルコトエ政府ハ御決定ナシタノデゴザイマセウカ、其結果今急イデ斯様ナコトヲ決メテ置カケレバナラヌ必要ガアルノカドウカ、既ニ各國ハ此問題ニ付テ決定ヲシタ國々ガアルノデアラウカト云フコトヲ、一ツ御伺シタノイデアリマス。其次ニハ此銀行ノ資本額ハ幾ラニ相成ルノデアルカ、資本ノ額ハ各國如何ナル割合ニ依テ出スノデアルカ、ソレカラ此銀行ヲ設立スルニ至タ歴史ヲ伺テ見タイノデアリマス、何處ガ一體「ムーチブ・パワー」デアルカ、何處ノ國ガ一番率先シテ斯様ナコトヲヤッタノデアルカ、極メテ公平ナ議論ノミニ依クタノカ、或ハ「セルフ・インテレスメント」ト云フコトヲ考ヘテヤルヤウナ國々ガアルカ、何處ノ國々が出来ルノデアルカ、ソレチヨイノアル、左様ナモノニ捲込マレルト云フコトハ、餘程考ヘナケレバナラヌコトデアリマス。
ソレカラ此銀行ガ建チマンタナラバ、銀行ノ本社ハ何處ニ出來ル積リデアルカ、支店ハ何レノ國々ニ出來ルノデアルカ、ソレカラ先程政府委員ノ説明ニモアリマシタノ

事ニ付キマシテハ、既ニ一月二十八日ニ大
藏省預金部資金運用委員會デ決定シテ居リ
マス、ソレノ融通ヲスルコトニナルト思
ヒマスカラ、左様御安心ヲ願ヒタインデア
リマス、ソレカラ其他ノ色々々ノ補助等ニ關
シマシテ御話ガアリマシタガ、是ハ追加豫
算ヲ出シマス積リデアリマシテ、何レ追加
豫算ヲ出シマシタ時分ニ、詳細ニ御話ヲ申
上ゲルコトニナルグラウト思ヒマス、大體
ノ方針ハサウ云フコトニナッテ居リマスカ
ラ、是モ左様御諒承ヲ願ヒタインデアリマ

ス
デゴザイマスガ、各國ハ悉ク此租稅公課トノカドウカ、其進ミ方ガドウ云フ工合ニテ居ルカ、前ノ説明ト重複スルヤウデアリマスガ、之ヲ御伺シテ置キタインデアリマス
今一つハ此銀行ト、今日マデ斯様ナ國際モノハ、如何ナル風ニナリ行クモノデアル
カト云フコトヲ御伺シタインデアリマス
私ガ更ニ御伺致シマスコトハ、斯様ナ機
關ガ出來マシタ後ニヘ、今ノ世界ノ不景氣
ト云フノハ、恐ラク金ノ偏在ニ存スルコト
デアルト云フコトハ、各人悉ク之ヲ認メル
所デアリマスガ、近頃歐米ノ學者ノ間ニ於
キマシテモ、實業家ノ間ニ於キマシテモ、
金ノ偏在ヲ防禦スル術等カノ方法ヲ究ムル
必要ガアルト云フコトヲ言ツテ居リマス、斯
様ナ機關ガ出來マジクナラバ左様ナコトニ
マデ及ンデ、例ヘバ北米合衆國ニハ世界ノノ
金ノ四割ガ偏在シテ居ル、此偏在ヲ何トナ
カシテ他ニ「デストリビュート」スル考ガア
ルカ、左様ナコトニマデ仕事ヲスル考ガア
ルカト云フコトヲ御伺シタインデアリマス
要スルニ此銀行ノ出来マシタ結果、動モ
致シマスト今日ノ世界政治ノ上ニ現ハレマ
スヤウニ亞米利加ガ多ク之ヲ「コンツロール」
スルヤウナ結果ニナッテ、サウシテ我日
本ノ如キハ詰ラナイ自ニ遭ヒハシナイカト
云フコトノ虞ガアルノデアリマス、大藏當
局ニ御伺シマスコトハソレダケデアリマス
ガ、是ト關聯致シマシテ外務當局ニ御伺致
シタイト恩ヒマス、動モ致シマスト我日
本ノ政府ハ、色々ナコトニ歐米各國ノ言フ
コトデアルナラバ之ニ參加シヨウト云フ様
ナコトガアル、何デモ其效果ガ如何様デア
ラウトモ、御附合ラシテ居レバ宜シト云
フヤウナ考ヲ以チマシテ、色々ナ國際關係
ノ會議ナンカニ付テ左様ナ好イ加減ニ參加
シシテ居ルコトガアル、此參加ヲシテ居ル

コトニ於テ日本ノ國費ヲ費スト云フヤウナコトハ勿論ノコト、其以外ニ於テ頗ル迷惑或テ「エンタングルメント」其絡合ヒニ引^ク懸テ行クコトガアルノデアリマス、米國ノ如キハ常ニ左様ナコトニ氣ヲ付ケテ居リマシテ、苟モ何カノ問題ガアリマシタナラバ、左様ニ關係ニ付テハ自分ノ利益ニナル聞ダケハ參加スルケレドモ、不利益ニナル場合ニ於キマシテハ、例へバ自分が提議シタ國際聯盟ト云フヤウナモノニデモ參加ラシナイト、斯ウ云フ考デ居ル、日本ハ左様ナ考デナシニ、言ハレルト聽イテ居ル、何デモ御附合スルガ宜シトイ云フヤウナコトガ總テ現レテ居ル、色々ナ國際關係ノ會議ガアリマス、勞働會議ヲ始メト致シマシテ、アリマス、勞働會議ヲ始メト致シマシテ、其他色々ナ會議ガアリマスガ、是等ノ會議ニ參加シテ果シテ其效果ヲ擧ゲテ居ルカドウカ、又此效果ヲ擧ゲヨウト云フコトニ努力ヲシテ居ルカドウカト云フコトヲ、私ハ疑^クテ居ルノデアリマス、殊ニ外務當局ニ更ニ其一ツノ例トシテ御同致シタイト思ヒマスコトハ、先年カラ屢々ハ議會ニ於テ御同シタコトデアリマスルガ、歐羅^{ヨーロッパ}ニ小サナーツノ國ガアル、「ルーマニア」ト云フ國ガアリマスルガ、世界戰爭ノ後ニ「ベツサラビヤ」問題ト云フノガアツタ、此ニ御同シマシタ時ニハ、伊太利ト、ソレカドラ何處デシタカ、五箇國ガ參加タシテ居テ、ソコデ私ガ三四年前ニ議會デ幣原大臣スルナラバ日本モ「ベツサラビヤ」ヲバ「ルーマニヤ」ノ領土ニ許スト云フコトヲ承認スルト云フ御返事ガアツタノデアリマス、然シテ居ナイダケデアルガ、伊太利ガ參加ラヌニ既ニ伊太利ガ之ニ承認ヲ與ヘテ、唯獨リ日本ダケガ此大キナ問題ヲ背負^シテ、サウヌルト云フ御返事ガアツタノデアリマス、然シテ拔キモ差シモナラヌ關係ニナシテ居ルニ既ニ伊太利ガ之ニ承認ヲ與ヘマ

シテカラ既ニ年月が経テ居リマスケレドモ、其處ニ斯様ナ羽目ニナツテ居ルコトハ、日本ノ政府ニ取りマシテハ頗ル迷惑千万才コトデアラウト私ハ思フ「ルーマニヤ」ノ人々ガ之ヲ頗ル怨ンデ居ルコトハ當然ノコトデアリマスガ、一面ニ於キマシテハ之ヲ遠慮シテ云ルト云フコトハ、露西亞ノ方面カラニ對シテノ遠慮ガアルノデアリマセカラニ、斯様ナ遠慮ヲ唯其儘ニシテ置イテ、日本ノ國際信義ヲバ失フト云フヤウナコトハ、餘程考ヘナケレバナラヌコトデヤナイトカト思フノデアリマス、之ニ付テ私ハ政府ハドウ云フコトヲ爲サルノカ、是モ御伺致シテ見タイ

ソレカラモウ一つハヤハリ歐羅巴ノ關係ニ付キマシテ、我ガ日本ハ歐羅巴ノ主ナル國々トハ當然色々ナ關係モアルノデアリマセウケレドモ、多クハ關係ノ薄イ所ガアル、其關係ノ薄イ所ニ大使館ガアリ公使館ガアリマシテ、而モ此機關ガ適當ニ働くテ居ナイオノデアリマス、適當ニ働くテヤウナ「ヌタツ」ガ置イテナイ、斯様ナコトデハ甚ガ遺憾千萬デアルカラ働くセルト云フノデアルナラバ、適當な人ヲ置クガ宜シイ、必要デナリガ唯御附合デアルト云フナラ、是ハ廢ヌタルガ宜イト常ニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、之ニ付テ政府ハドウ云フヤウナ御考ヲ御持デアルカ

ソレカラヤハリ是モ露西亞トノ關係デアリマスルガ、日本ト「ソビエト」政府トノ間ニ色々ナ紛擾ガアリマス申ニ、特ニ漁業問題ト云フノガ中々面倒ナ問題ニナツテ参リマシテ、今現ニ此問題デ當局ハ惱シニ居ルノデアリマセウ、實業家モ非常ナ惱ミラズ、精銳ナル我ガ日本ノ軍人ノ鮮血ヲ流シテ取り得ク所ノ、南樺太ト露領沿海州ノ漁業權ト云フモノハ、相竝行シテ行

カナケレバナラヌモノデアッタ、所ガ其後ノ協約ニ依リマシテ樺太ノ南半分ト云フコトニ村テハ勿論手ヲ著ケルコトガ出来ナカッタガ、漁業條約ニ於キマシテハ餘程日本ガ讓歩シタ形跡ガアル、此讓歩シタト云フコトガ實ニ今日ノ累ト爲ス原因ヲ成シテ居ルノデアリマスガ、斯様ナコトハドウ云フヤウナ御考デ爲サレタノデアルカ、是モ御同シタインデアリマス、今日ハ朝鮮銀行ノ問題ガ世ノ中ニ叫ベレテ居リマシテ、朝鮮銀行ノ支店ガ撤廈フサレタリ、或ハ茲行ノ當局ノミナラズ實業家ハ非常ナ苦ミヲシテ居リマス、年々歲々朝鮮銀行ヲ經て二千万留ノ金ヲ融通ラシテ居タ漁業家ガ、此朝鮮銀行ノ支店ガ撤廈フサレタリ、或ハ茲ニ何等ノ解決ヲ見ナイト云フヤウニ相成リマンテハ、漁期ヲ目ノ前ニ致シマシテ非常ナ迷惑千萬ナコトデゴザイマスルガ、之ニ付テハ何等カノ解決ノ曙光ガ認メラレテ居ルカドウカト云フコトヲ御伺シタイモウ一つ是ハ小サナ問題ノヤウデハアリマスケレドモ、私ガ此頃露西亞ニ廻リマシタ時ニ氣ノ付イタコトデアリマスカラ御伺シテ置キマス、ガ莫斯科ノ大使館ニ朝鮮人デ朴ト云フ人ガ居タ、此朴ト云フ人ガ日本人人案内ヲシタリ、通譯ヲシタリシテ非常ナ便利ヲシテ居タノデアリマス、勿論朝鮮人デアリマスカラ日本臣民デアリマスガ、此人ガ昨年私ガ行クニ三日前ニ逮捕サレテ殺サレタノカ、「ハービン」ニ送ラレタノカ、ドウナツカサバリ分ラナタナツ居リマス、此事件ニ付テハドウ云フヤウナカッタカ、小使ヲシテ居タカノ金某ト云フ者ガ憤慨シテ、遺書ヲ残シテ自殺ヲシテ居ト云フ朝鮮人ガ捕ハレタト云フコトニ憤慨致シマシテ、日本ノ大使館ノ給仕ヲシテ居タルカ、小使ヲシテ居タカノ金某ト云フ者トモ御伺シタイト思フノデアリマス、今一ツハ露西亞ガ近頃色々ナ物資ニ關シマシテマス、此事件ハドウナツテ居ルカト云フコトニカッタカ、御伺シタイト思フノデアリマス、今一ツハ露西亞ガ近頃色々ナ物資ニ關シマシテ

○議長(藤澤幾之輔君) 餘議ニ涉ラナイヤ
ニ……
○中村嘉壽君(續) 是ハ關係ガアル、大ニ
關係ガアリマス、此「ダンピング」ニ付キマ
シテハ、色々ナ物ヲバ「ダンピング」ヲ致シ
マシテ、各國ガ皆困テ居ルノデアリマス、
今度ノ議員商事會議ニ於キマシテモ、露西
亞ノ「ダンピング」ニ對シテ如何ナル方法ヲ
取ルベキカト云フコトガ言ハレテ居ルノデ
アリマスガ、我ガ日本ノ政府ニ於キマシテ
ハ、左様ナコトニ付テハ何カ適當ノ手段ヲ
講ジテ居ラレルカドウカ、斯ウ云フコトデ
アリマス
ソレカラ私ハ今是ハ餘議ニ涉タト云フ
ヤウナ御話ノヤウデモアリマスケレドモ、
決シテ餘議ニ涉タノデハアリマセヌ、私ハ
日本ノ外交ノ根本的ノ問題ニ付テ茲ニ御話
ヲシタイト思フ、凡ソ今日ノ外交ニ於キマ
シテハ日本デハ日本ガ中心デアルナラバ、
東ノ方ニハ支那ト云フ大キナ國ヲ持テ居
ル、西ノ方ニハ亞米利加ガアル、北ノ方ニ
ハ露西亞ガアル、此三ツノ問題ニ付テ最モ
努力スベキデアルニモ拘ラズ、歐羅巴ノ極
メテ關係ノ少イ所ノ國々ニ付テ非常ナ努力
ヲシテ居ラレル、而モ其效果タルヤ頗ル稀
薄ナモノノデアル、斯様ナコトガ根本的ニ誤
テ居ルノデアル、餘計ナコトニ關係ヲスルコ
トハ必要ハナイト云フコトデアル、而モ餘裕
ガ論議シナケレバナラヌヤウナ風ニナッテ
居ルノデアル、餘計ナコトニ關係ヲスルコ
トハ必要ハナイト云フコトデアル、而モ餘裕
計ナコトニ相當ナ餘裕ガアツテヤルナラバ
宜シイノデアリマスケレドモ、餘裕ナクシ
テ而シテ自分ノ爲スベキ所ヲ爲サナイ、茲
ニ私ハ爲スベキ所ヲ爲サナイト云フ一ツノ
例ヲ申上ゲテ見タイ
最近私ハ米國ニ寄テ來タノデアリマス
ガ、日米新聞ト云フノガアリマス、此日米
新聞ノ熊野御堂ト云フ人ガ自ラ細君ヲ連レ
テ米國ニ上陸ラシタ、良人ハ上陸スルコト

ガ出来タケレドモ、細君ハ上陸ラスルコト
ガ出来ナイヤウニナフテ來タ、ソレハ日米條
約ノ解釋ニ付テ、米國政府ハ狹義ニ解釋ヲ
シチ居ル、又吾々ハ之ヲ廣義ニ解釋シテ「ツ
レード」ニ從事シテ居ルト云フコトハ、日本
ノ新聞ニ從事シテ居ヨウト亞米利加ノ新聞
ニ從事シテ居ヨウト、同ジクツレード」ニ
從事シテ居ルノデアルカラ、之ニ從事シテ
居ル者ハ自ラ自由ニ渡航スルコトガ出来、
自由ニ自ラノ細君ヲ呼ビ寄セルコトガ出来
ルヤウニナフテ居ナケレバナラヌ筈デアリ
マス、然ルニモ拘ラズ米國ノ移民局デハ之
ヲ拒絶シテ、非常ナ悲慘ナ問題が起タ、此
問題ニ付テ我ガ在留同胞ノ人々ハ非常ニ憤
慨致シマシテ、日米新聞社ガ訴訟ヲ起シテ
「サンフランシスコ」ノ地方裁判所デハ之ヲ
拒否サレタケレドモ、「サーキット・コート」
ニ於テハ遂ニ勝訴シタノデアリマス、勝訴
シタノデアリマスカラ、此勝訴ヲ稱ニシテ、
日本ノ新聞ナリ或ハ商業ニ從事シテ居ル人
人ノ細君ヲ亞米利加ニドシト呼ビ寄セル
ヤウナ交渉ヲ政府ガシテ然ルベキデアルト
云フコトヲ、當事者達ガ頻ニ大使館ニ訴ヘ
テ居ルノデアリマスケレドモ、之ヲ少シモ
顧ミテ居ナイ、其爲ニ在留同胞ハ頗ル憤慨
シテ居ルノデアリマスルガ、一面ニ於キマ
シテ、若シ斯様ナコトガ圓満ニ行クト云フ
コトニナリマシタナラバ、北米合衆國中ニ
居ル我ガ日本人デアッテ、サウシテ色々ナ
「ツレード」ニ從事シテ居ル人々ガアル、此
ツレード」ニ從事シテ居ル人々ノ細君ヲ自
由ニ來サセルコトガ出來ルノデアリマス、
若シソレガ出來ルトスルナラバ、「クオータ
一」ナンカニ入ッテ百三十名ヤ百四十名ノ者
ヲ入レルヨリモ、ヨリ多クノ人々ガハイレ
ルノデアリマス、斯様ナ事柄ガアルニモ拘
ラズ、我ガ日本ノ政府ハ何等之ニ關シテ努
力ヲシヨウトシタ形跡ガナイ、其一方ニ於
テハ斯様ナコトガアル、支那ノ人々モ無論
東洋人トシテ排斥ヲ受ケテ居ル、所ガ支那

ノ方ハ中々氣ガ利イテ居ル、當事者モサウデアリマスガ爲ニ、支那ノ人々ハ毎年五百名位ヅツ亞米利加ニハイッテ居ルノデアリマス、是ハ外交官ノ腕ノアル結果デアル、支那人ヲ絶対ニ禁止シテ居ルト云フコトガアルニモ拘ラズ、支那ノ人々ハ實業ニ從事シテ居ルト云フ證明ガアルナラバ、ドンナ人デモハイルコトガ出來ルト云フノデ、五百名ノ人々ガ毎年ハイッテ居ル、日本人ハ一人モハイッテ居ナイノデアリマス、此問題ナンカハ在留同胞ノ人々カラ見マスト云フト、非常ニ重大ナ問題デアル、此重大ナ問題ニ對シテ日本ノ當局ガ一向冷然トシテ之ヲ顧ミテ吳レナイ、是ハ諸君ハ遙ニ日本ニ居テ御承知ナイノデアリマセウ、或ハ又外務當局ノ人々モ左様ナ報告ガナイトスルナラバ、又役人達ガソレヽ冷淡デアルトスルナラバ、斯様ナ報告ハナイノデアリマセウケレドモ、多年ノ間血ト涙ニ依テ相當ノ財産ヲ築キ上ゲ、相當ノ地歩ヲ占メ、而シテ彼等ハ一家ヲ成シテ居ルニモ拘ラズ、自ラノ夫人ヲ呼ブコトモ出來ナイト云フヤウト云フコトヲ私ハ伺ヒタインデアリマスソレカラ又私ハ更ニ根本ニ遡フテノコトデアリマスガ、一體外交官ノ養成ト云フヤウナコトニ付キマシテ、是モ屢々幣原外務大臣ニ私ハ御尋シタノデアリマスガ、幣原外務大臣ハ、君ト同意見デアルト言ハレテ居ル、外交官ト云フノハ恐らく帝國大學ノ優秀ナル者ガハイツテ來ルデアリマセウガ、皇育チニナル結果、或ハ唯儀禮ヲ學ブトカ、事務ヲ学ブト云フコトガ外交ノ總テデアルカノ如ク心得テ居リマシテ、本當ニ外國ノ人々ト交渉ヲスルヤウナ語學ノ力、交際ノ力、或ハ膽力ヲ持タナイト云フヤウナ爲ニ、頗ル在留邦人達ト云フモノハ迷惑ヲ蒙

シマセヌケレドモ、大方ノ在留同胞ト云フ
モノハソレ等ノ領事トカ公使トカ大使トカ
云フモノニ對シテ、大抵反感ヲ持テ居ル、
彼等ハ在留同胞ノ人々ガ言葉ヲ同ジクシ、
頭ノ働キヲ同ジクシ、色々ノ風俗習慣ヲ同
ジクシテ居ル所ノ少數ノ同胞ヲスマモ手ナ
ヅケルコトガ出來ズシテ、言葉ニモ通ゼズ、
歴史モ通ゼズ、或ハ其國々ニ友達ヲ澤山持
タズシテ、何ノ外交ガ出來ルカト私ハ思フ、
此外交ノ刷新ト云フコトニ付テハ、人ヲ養
成スルト云フコトガ最モ主ナ事柄デアル、
唯霞ヶ關ニ居テ漫上リ、心太突出シニ、何
デモカデモ外交官試験ヲ通ラナケレバ外交
官ニナレナイト云フヤウナ風ナコトデハ、遂
ニ外交ヲ刷新スルコトハ出來ナイ、而モ何
處カ一ト處ニ二年カ三年居ルト云フト、幾ラ
カ物心モ附イテ來ル、言葉モ分ッテ來ル、友
達モ出來テ來ル、何カ是カラ働くイテ見ヨウ
ト云フ時ニナルト、直グ他ニ轉任スルカ
ラ、本當ノ效果ト云フモノハ少シモ舉ッテ來
ナイノデアリマス、斯様ナ事ヲ改ムルノ御
考ガアルカドウカ、往年幣原外務大臣ハ、
君ト同ジヤウナ考ガアルガ、文官任用令ガ
アルモノデアルカラドウニモ出來ナイト云
フ御話デアッタノデアリマス、文官任用令
ガアルナラバ、之ヲ改正スルナリ何トカ途
ガアリサウナモノデアル、幣原外務大臣
ガ若シ私ト同ジヤウナ考ヲ持ッテ居ラル、ナ
ラバ、今日デハ總理ノ臨時代理ヲ勤メテ居
ラレルシ、而モ自分ノ思フ事ハ何デモカン
デモヤツ除ケル立場ニ在ルノデアリマス、
本當ニ良イト考ヘラレルナラバ之ヲ改正シ
テ戴キタイ、政府ハ左様ナ事ニ向テ突進ス
ル考ハナイカドウカ

間南米ノ各國ヲ迎々テ來タノデアリマスガ、
吾々ト同ジヤウナ色ノ人ガ澤山居ル、同ジ
ヤウナ色ノ人々ガ居リマシテ、サウシテ彼
等ハ吾々ヲバ迎ヘテ居ル、迎ヘテ居ルノミ
ナラズ、例ヘバ「ボリヴィア」ナント云フ所
ハ近頃聞キマスルト、白人入ル可ラズ、是カ
ラ「ボリヴィア」ニ入ルモノハ色ノ著イタ者
デナケレバナラヌ、其目的ハ日本人ヲ澤山
入レル考ラシイ、「ブラジル」如キモ是亦盛
ニ日本人ヲ迎ヘタイト云フヤウナ考ヲ持
テ居ル、或ハ智利ニ致シマシテモ、其他「バ
ラグワイ」ニ致シマシテモ、盛ニ日本人ヲ入
レヤウトスル所ガアリマスガ、左様ナ所ニ
政府ハ力ヲ盡シテ居ナイ、左様ナ所ニ力ヲ
盡シテ居ナイト云フコトハ大使ヲ任命ス
ル、公使ヲ任命スル、其他書記生デモ何デ
モ南米ニ行クノハ、首前ノ人ガ行クト云フ
氣持ヲ政府ハシテ居ル、當人モ左様ナ氣持デ
本當ノ勤ガ出來ナイト云フヤウナ状態ニ
ナツテ居ル、斯様ナ状態ハ私ハ大イニ改メナ
テ居ルカラ、本當ニ立派ナ人ガ行カナイ、
行カナイノミナラズ、行シテモ左様ナ氣持デ
持シテ居ル、世間ノ人モ亦左様ナ風ナ事ヲ考ヘ
モ南米ニ行クノハ、首前ノ人ガ行カニ、
ニ北亞米利加諸國ハ學ビニ行ク所デアツテ、
吾々ノ得ル事ハ極メテ少ナイノデアリマ
ス、此得ル所ノ最モ多イ「ブラジル」一國ヲ
ケレバナラヌト思ブ、是カラ先キ歐羅巴竝
十二倍ヲ有シ、耕作反別カラ申シマスルナ
ラバ六十六倍ノ面積ヲ有シテ居ツテ、吾々ノ
行クノヲ手ヲ擴ゲテ待シテ居ルノデアリマ
ス、斯様ナ所ニ任命スル所ノ大使ナリ公使
ナリ、其他ノ外交官ヲバ優遇スル考ガアル
カナイカラ御伺シタインデアリマス
尙ホ後ニ質問スル事ガアルカモ知レマセ
ヌガ、先づ是ダケヲ御伺致シマス（拍手）
○政府委員小川郷太郎君登壇）
〔政府委員小川郷太郎君登壇〕
中村君ニ御答
致シマス、第一ニ斯ノ如キ法律ハ急イデ出

サナクテモ宜カラウ、他ノ國ハドウナツテ
居ルカト云フコトヲ御尋ニナリマシタガ、
他ノ國ハスノ如キ法律ガ段々出來テ居リマ
ス、第一ニ瑞西ハ千九百三十年二月二十六
日國際決済銀行設立條例ヲ發布シマシテ、
廣汎ナル免稅規定ヲ設ケテ居リマス、英吉
利ハ千九百三十年ノ財政法ニ依リマシテ、
ヤハリ免稅規定ヲ設ケテ居リマス、佛蘭西
白耳義、獨逸等ハ海牙協定ヲ法律ヲ以テ施
行シテ居リマスカラ、別段免稅法律ヲ制定
スル必要ガナインデアリマス、伊太利ハ必
要アルニ於テハ、海牙協定實施ニ關スル五
月五日附緊急勅令ニ基キマシテ、大藏大臣
ノ命令ヲ以テ免稅處置ヲ執ルト云フコトニ
ナシテ居リマス、大體外國ノ方ハ既ニ斯ウ
云フヤウナ法律ガ出來テ居ルノデアリマ
ス

御話ヲ致シタイト思ヒマス
本社ハ何處ニ在ルカト云フコトデアリマス
スガ、是ハ瑞西デアリマシテ、所在地ハ「バ
イゼル」デアリマス、ソレカラ國際決済銀行ト金
ト云フコトデアリマシタガ、支店ノ計畫ハ
今アリマセヌ、ソレカラ國際決済銀行ト金
ノ偏在ニ關聯シテ御尋ガアリマシタガ、是
ハ國際決済銀行デアリマスカラシテ、金ノ
偏在ヲ直スト云フヤウナ使命ヲ持シテ居ル
モノデハアリマセヌ、御尋ノコトハ關係ナ
イモノト考ヘマス

〔政府委員水井柳太郎君登壇〕

○政府委員(永井柳太郎君) 中村君カラ外
交ニ關シテ數箇條ノ御質問ガアリマシタカ
ラ、簡單ニ御答致シタイト存ジマス

第一ニ、日本ハ從來日本ニ直接ノ利害關係
ノ少ナイ問題ニ對シテモ、歐米諸國ノ計
畫スル事業デアレバ、直チニソレニ追隨ス
ル弊風ガアツタ、國際決済銀行ノ決定ニ參與
シタコトモ、亦サウ云フ精神カラ出たノデ
ハナイカト云フ御質問デアツタ存ジマス、
御承知ノ通リニ今日ノ國際關係ハ非常ニ複
雜デアリマシテ、巴爾幹半島ニ起シタ一小事
件デモ、世界ノ騷亂ニナルコトガゴザイマ
ス、又佛蘭西ガ「ルール」ニ兵ヲ入レルト云
フヤウナコトカラ、世界各國ノ經濟界ニ重
大ナル影響ヲ與フルト云フヤウナ結果ガ起
リマス程、國際關係ハ密接デアリマス、日
本ト致シテハ、今日世界各國ニ於ケル大小
ノ出來事ニ對シマシテ、出來ルダケ注意ヲ
拂フノミナラズ、出來ルダケ列國ト協調致
シマシテ、世界平和ノ確保、世界經濟ノ進
歩ノ爲ニ貢獻スルト云フコトハ、是ハ當然
ノコトデアルト存ジマス(拍手)外國ノ中ニ
ハ自分ノ國ニ直接ノ利益ガアルコトデナケ
レバ、決シテ關係ヲシナイ國モアルト云フ
國話デゴザイマンシタガ、自分ノ國ニ利益ガ
ナケレバ、何事ニモ關係ヲシナイト云フ國
ガアルカモ知レマセヌ、併シ日本ハ自分ノ
國家ノ存立利益ノ爲ニハ、萬全ノ努力ヲ致

シマスト同時ニ更ニ世界文化ノ進展ニ對シテモ、人類ノ生活安定ノ爲ニモ貢獻スルト云フ、大イナル抱負ガナケレバナラナイト存ジマス(拍手)此精神ニ依ッテ吾々ハ外交ノ方針ヲ樹テ、居ルノデアリマシテ、此度ノ國際決済銀行ノ如キハ、是ハ世界金融ノ爲ニモ有意義ナ事業デアリ、又當然獨逸カラ賠償金ヲ取ルベキ権利ヲ有シテ居ル日本ノ利益ノ爲ニモ必要ナ事業デゴザイマシテ、此國際決済銀行ガ設立サレルコトニナリマシテ、此度ノ海牙ノ協定ガ實現スルコトニナリマスト、日本ハ來ルベキ三十七箇年ニ瓦リマシテ、年々一千三百二十万「ライヒスマルク」ノ金ヲ受取ルト云フコトガ出来ルノデアリマシテ、日本ノ國家ノ利益ガラ考ヘマシテモ、亦世界ノ國際金融ノ成長ノ爲メニモ、重大ナル意義ヲ持テ居ルト存ジマス

ソレカラ第二ニ、是ハ國際決済銀行ニ直接ノ關係ハナイヤウニ存ジマンシタガ、日本ガ列國ニ兎角追隨スルト云フコトノ例示トシテ、伊太利デサヘ羅馬尼ガ「ベッサラビヤ」ヲ併合スルコトニ承認ヲ與ヘタノニ、日本ハダケガマグ「ベッサラビヤ」問題ニ對シテ列國ト歩調ヲ一ニセナイト言ハレタガ、例ヘバ歐羅巴諸國ガ全部「ベッサラビヤ」問題ニ對シテ同一ノ步調ヲ取りマシテモ、日本ハ日本獨自ノ立場ガアリマス、ソコラ考慮シテ、列國ニ追随シテ居ラスト云フコトノ、是ハ一つノ例ニナルノデアリマス、此質問ヲ御出シニチタコトソレ自體ガ、今日ノ政府ノ外交方針ハ、出來ルダケ世界ノ各國ト協調ノ精神ヲ持テ居ルケレドモ、日本獨自ノ存立ニ對シテハ忠實デアルト云フコトヲ明示シテ居ルト存ジマス

ソレカラ第三ニ、政府ガ大使館ヤ公使館ヲ色々ナ場所ニ設置シテ居ルガ、其多くハ御付合ヒデハナイカト云フ意味デアッタカト存ジマス、政府ノ方針ト致シマシテハ、現在經濟的關係ガ密接デアリ、又文化的交渉ノ

親密デアル土地ニ大使館、公使館ヲ設立致シマスルダケデナク、將來經濟的關係ヲ密接ナラシメ、國際的關係ヲ親密ニスル必要ノアル所ニモ、出來ルダケハ在外公館ヲ設ケタイト云フ方針デゴザイマス、例へバ先年露西亞ト國交ヲ回復致シマシタ當時ノ如キハ、其國交回復ノ基本條約ヲ締結シタ當時ハ、貿易關係モ極メテ微々タルモノニアリマシタガ、其國交回復ノ條約ヲ締結シテ大使館ヲ相互ニ開イタ結果、今日マデ數箇年ニ間ニ於テ、既ニ日露ノ貿易額ハ三倍ノ多キニモ達シテ居ル、日本ノ露西亞ニ對スル輸出額ダケデ申シマスレバ、實ニ十倍ニ増加シテ居ルノデアリマス、又土耳其ノ如キ國トモ初メテ全權大使ノ交換ヲ致シマシタガ、其全權大使ヲ交換致シマシテ、相互ノ關係ヲ密接ニ致シタ結果ハ、今日日本ノ土耳其古ニ對スル輸出ハ著シク増加シテ居ルノデアリマス(拍手)現政府ガ大使館、公使館ヲ各所ニ開キマスルノハ、決シテ外國ニ對スル追隨デハナク、日本國民ノ生活權ヲ全世界ニ確立シタイト云フ、其精神カラ出テ居ルノデアリマス(拍手)

ソレカラ第四ハ、北洋漁業ニ關シテ政府ガ露西亞ニ讓歩ヲシタト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、北洋漁業ニ關シテ政府ガ露西亞ニ讓歩ヲシタト云フコトハ、ドウ云フ意味デアリマスカ、其意味ガ明瞭デアリマセヌ、或ハ別ノ機會ニ御尋下サック方ガ能ク御説明スルコトガ出來ルカト存ジマス

ソレカラ第五ニ、莫斯科ノ大使館ニ於テ朝鮮人ガ自殺ヲシタト云フコトノ御話デアリマシタガ、此事實ハ私ハ今詳細ニ記憶シテ居リマセヌ、是ハ取調べタ後ニ御答ヲシタイト思ヒマス

ソレカラ第六ニ、露西亞ノ「ダンピング」ニ對シテ、政府ハ之ヲ放任シテ居ルト云フヤウナ意味ノ御話ガゴザイマシタガ、今日ハ戦後經濟ノ建直シノ必要カラ、各國ニ「ダンピング」ノ危險ガアルノデアリマス、此

「ダンピング」ニ對シテ、日本ノ產業ヲ防禦シテ行クト云フコトハ、極メテ大切ナル仕事デアリマスカラ、政府ト致シマシテハ、四省會議ト云フモノヲ設ケマシテ、海外貿易ニ關係ノアル四省ノ首腦部ガ集リマシテ、早クカラ此日本ノ產業ヲ確立シテ、殊ニ國際上ニ於ケル競爭ニ對シテ、如何ニ日本ノ產業ヲ防禦スルカト云フコトノ協議ハ致シ、且ツ方針ヲ樹テ、居ルノデアリマスガ、外國ノ「ダンピング」ニ對シテ日本ガ如何ナル方針ヲ執リ、如何ナル手段ニ出ルカト云フヤウナコトハ、此席上テ御報告申上ゲナイコトガ適當デアラウト思ヒマス、唯決シテ之ヲ等閑ニ付シテ居ナイト云フコトハ御諒存ヲ願ヒタイト存ジマス(拍手)

ソレカラ第七ニ、米國ノ熊野御堂ノ夫人ノ入國ニ關スル問題ニ付キマシテ御質問ガアリマシタガ、御承知ノ通りニ政府ノ努力ニ依リマシテ、曩ニ日本ノ移民ノ中、商業ニ從事スル者ハ其妻ヲ本國カラ米國ニ迎ヘルコトガ出來ルヤウニナッテ居リマス、併シ其「ツレード」即チ商業ノ意味ニ付テノ意見ノ相違ガ長ク存在シテ居リマス、其爲ニ日本ノ婦人ガ希望スル如ク多數米國ニ行キ得ナカッタノデアリマス、ソレハ吾々トシテモ頗ル遺憾ニ存ジテ居ツタノデアリマスガ、只今中村君ノ御話ノ通り、最近此日本人ノ試訴ハ裁判所ニ於テモ、控訴院ニ於テモ勝訴トナリマシタノデ、其解釋ニ新タナ基礎ヲ與ヘタ譯デゴザイマス、此裁判ノ結果ガ更ニ大審院ニ於テ如何ニナルカト云フコトハ明瞭デアリマセヌケレドモ、兎ニ角今日マデノ判決ハ、日本ノ婦人ガ米國ニ移住ラヌルコトノ上ニ、有利ナル基礎ヲ與ヘテ居ルモノデアリマスノデ、政府ハ此判決ヲ出來ルダケ有效ニ利用スルト云フコトニ付テノ考慮ハ致シテ居リマス

ソレカラ第八ニ、外交官ノ養成ニ對シテ御質問ガゴザイマシタ、外交官ヲ出來ルダケ國民生活ト密接ナ關係ヲ保タセルヤウニ

スルト同時ニ、外國ニ出マシテモ亦其國ノ政府ノ役人ダケデナク、一般ノ大衆ニ接觸サセテ、サウシテ内外ノ實生活ニ精通シタモノトシナケレバナラナイト云フ、此御精神ハ政府ニ於テモ全然同感ニ存ジテ居リマス、現ニ今ノ幣原外務大臣ガ前々内閣ノ當時ニ、財政整理ノ上カラ商務官ニ對シテ節減ノ必要ヲ唱ヘタ者ガアリマシタニ拘ラズ、新タニ商務參事官ヲ設ケ、商務書記官ヲ設ケテ、民間カラ經濟界ノ實情ニ通ジテ居ル人間ヲ擢用シテ、今日現ニ各地ニ駐在セシメテ居リマスノモ、人材抜擢ノ精神ト、出來ルダケ國民生活ニ精通シタ者ヲ外交ニ衝ニ當ラシメタイト云フ精神カラ出テ居ルノデゴザイマス、又最近歐米諸國ニ於テハ、或ハ萬國議員會議デアルトカ、國際聯盟會議デアルトカ、色々ナ此列國會議ガゴザイマスガ、是ハ中村君ハ直接日本ニ利害關係ノ少イ所カラ、或ハ御賛成デナイカモノ知リマセヌガ、サウ云フ列國會議ナドニ對シマシテモ、出來ルダケ日本ハ代表者ヲ派遣スル方針デアリマス、萬國議員會議ナドニ對シマシテモ、國際聯盟會議ニ對シマシテモ、出來ルダケ國民ノ生活ニ精通シテ居ル人々ヲ派遣シテ、サウシテ日本ノ國民生活、國民理想ノ存スル所ヲ世界ニ知ラシメルト云フヤウナコトニモ努力シ、又列國ノ狀態ニ適應シテ、日本ノ外交方針ヲ樹ツベキ基礎知識ヲ得ルト云フコトニモ努力シテ居ルノデアリマスガ、是モ現政府ガ出來ルダケ外交ヲ國民外交ノ基礎ニ置キタイト云フ精神ノ發露ニ外ナラナイノデアリマス（拍手）

年ノ報告書ノ中ニ、依然トシテ日本ノ移民ハ、之ヲ差別待遇スベキモノデアルト云フコトヲ論ジテ居リマシタニ拘ラズ、勞働長官ノ昨年度ノ大統領ニ對スル年報ノ中ニハ、日本ノ移民ニ對スル差別待遇ハ撤廢シテ、日本移民ヲ平等ニ待遇スベキモノニアリマス（拍手）又南米ニ對シテモ政府ハルド云フコトヲ主張スルニ至ツタダケデモ、米國ノ日本ニ對スル移民ノ取扱ノ精神ガ、如何ニ變化シツ、アルカト云フコトハ明瞭デアリマス（拍手）又南米ニ對シテモ政府ハ國來ルダケ日本ノ移民ヲ移スコトニ努力致シマシテ、一昨年度ニ於キマシテハ、日本ノ移民ノ海外ニ出たモノガ合計二万五千人ニ達シマス、一昨々年ノ當時ニ較ブレバ、實ニ幾千人ノ增加デゴザイマス、大正九年ノ頃ニ較ブレバ二倍スルニ至ラテ居リマス（拍手）政府ハ出來ルダケ此移民ヲ多ク海外ニ出スコトニ努力シテ居リマシテ、今日マシテモ努力致シマシテ、中村君ノ御話ニナツタヤウノ精神ハ十分徹底致シタイト存ジテ居ルノデアリマス、是ダケデアッタト思ヒマス（拍手）

ルデハナイカ、ドウカ是モ御宿シタトイト思フ、ソレカラ永井外務次官ニ御話シテ置キタイト思ヒマスコトハ「ベッサラビヤ」事件ニ關シテ各國ガ承認ラジタニモ拘ラズ、日本ハ贊成シナイト云フコトハ、日本ノ追随外交ノ反對ヲ行^フテ居ルノデハナイカ、本當ニ日本ノ爲ニナルヨドテアッタナラバ、假令此各國ヲ相手トシテモ、吾々ハ之ニ追隨シナイデヤナイカト云フヤウナ、御自慢ノ御話デアリマシタガ、實ハ此問題ニ付テ、私ニ御ハ先年幣原外相ニ問ヒマシタ時ニ、私ニ御答ニナツタノハ、若シ伊太利ガ之ヲ承認スル場合ニナツタナラバ、日本モ承認セザルヲ得ナイノデアルト、斯ウ云フコトデアッタノデアリマスガ、ソレヲ爲シ得ナイト云フコトハ、是ハ少シ見當違デハナイカ、露西亞ノ方面カラ壓迫ヲ受ハ今此處デ永井君ヲ追窮シヤウト云フコトハ勿論考ヘテ居リマセヌガ、是ハ少シ見當ケテ居ル結果、之ヲ爲シ得ナイノデナイカ、之ヲ私ハ一言申上ゲテ置キマス
ソレカラ歐羅巴ノ各國ニ大公使ヲ置クト云フコトハ、私ハ決シテ反對スル者デハアリマセヌ、先ギノ話ニ於テモ明瞭ニ致シテ置キマジタヤウニ、各國ニ置ケコトハ或ハ必要ナコトガアルカモ知レスガ、此機關ガ適當ニ働くヤウナ風ノ組織ニシテ置カナケレバナラヌ、其用意ナクシテ徒ニ僅ノ人ヲ派遣シテ、唯「フィギュア・ヘッド」ヲ捲ヘテ置ク、日本ハ斯様ナ事ヲシテ、ホンノ飾ノヤウナ雑壇ヲ捲ヘテ置クト云フコトハ、日本ノ今日ノ事情デハ許サヌデルノガ必要ダト思ヒマス、ソレカラ漁業ノ問題ニ付テハ、日本ハ讓歩シタ形デアルガ、ソレハドノ點カト云フ御話デアリマシタテ、彼等ニ十分ニ力ヲ發揮スルヤウニ爲サガ、是ハ今御話シマシテモ込入^フテ參リマス

カラ、是ハ他日ニ講ルコトニ致シマス
ソレカラ又熊野御堂事件ニ關シテハ、少
シ思違ヒガアルヤウデアリマス、是ハ「サ一
キット・コート」即チ巡回裁判ノ控訴院デ
勝ツタメアル、亞米利加ノ移民局ハ之ヲ上
告ジナカッタノデアリマス、上告ヲスルト云
フ積リデ延期ヲシテ居リマシタケレドモ、
延期ノ期限ガ來テモ遂ニ之ヲ上告シマセヌ
デシタ、上告シナカッタト云フコトハ、詰リ
大審院ニ行クナラバ、米國ノ政府ガ負ケルデ
アラウ、負ケテ斯様ナ先例ヲ作ルヨリモ、
此儘デ置イテ、二ツノ「テスト・ケース」
ヲ起サセタイト云フ腹デ、米國ハヤツテ居ル
ノデアリマス、是ヲバ「ストブリーム・コー
ト」ニ持ッテ行方ナイン所ガ、彼等ノ狡イ所デ、
私ハ米國ニ對シマシテ決シテ惡語ヲ費スノ
デヤナイ、米國ノ友人デアルコトニ於テ
トニ持ッテ行方ナイン所ガ、彼等ノ狡イ所デ、
日本ノ誰ヨリモ最モ私ハ親シイ友人ト思
テ居リマスケレドモ、米國ノ人々ト雖モ、
外交ヲヤツタラ——或ハ幣原サンハ米國デ
ハ非常ニ評判ガ好イデアリマセウガ、評判
ガ好イノハ何故好イカト云フド、米國ノ言
各國ガ嫌フカモ知レスガ、米國ノ言フナリ
ニナツタラ米國ノ人ガ喜ブノデアリマス、ソ
ヲバ保護スルト云フコトデアッタナラバ、忠
實ニ之ヲ保護シタナラバ、米國或ハ其他ノ
フコトヲ聞ケバ喜ブノデアッテ、日本ノ利害
レガ喜ブカラト云シテ、世間ノ評判ガ好イカ
ラト云シテ、決シテ日本ノ外交が旨ク行シテ居
ルト云フ裏書ニハナラヌノデアリマス（拍
手）

實ニ哀レナ人々ガ澤山アル、人々夫人ガ外務省自身ガ發給シタ旅券デ以テ米國ニ行キマシテ、二月モ三月モ淋シイ牢獄ノ申ニ打込マレルト云フヤウナコトガアル、斯ウ云フ者ヲ寛ガシメル爲ニ、外交官ニ働イテ貰ハナケレバナラヌノデアリマス、是ハ働くベバ働キ得ルコトハ、先程私ガ支那ノ例ヲ申上ガタヤウニ、支那ニ於キマシテハ、五年前デアリマシタガ、斯様ナ事件ガアッテ、遂ニ確定シテ、毎年全然禁ゼラレテ居ル支那カラ五百名ノ人々、ハ行シテ居ルノニ、日本カラハ一人モ適當ニ入り得ナイト、斯ウ云フコトニナツテ居ル、是ハ日本人ノ人々ハ、亞米利加ニ參リマス時ハ移民デ入タ者デモ、今日デハ立派ナ國際的或ハ内國的ニ會社ヲ拵ヘテ、立派ナ「ツレード」ニ從事シテ居ル人々ガ澤山居ル、是等ノ人々ガ此解釋ヲ廣義ニシテ、廣義ニスルト云フコトハ、米國ノ控訴院ガ認メタヤウニシテ行キマスト云フト、是カラハ何百人ト云フ、日本ノ婦人モ男モドシ／＼入ルコトガ出來ル、其事ヲ考ヘルナラバ、日本ノ政府ガモット積極的ニ此例ヲ捉ヘテ交渉ヲ致シマシタナラバ、交渉ノ出來ナイ筈ハナイノデアリマス、唯政府ノ一部ノ人々話デアリマスガ、少クトモ在米大使ハ斯様ナコトヲ言シテ居ル、今米國ノ人心ト云フモノハ、日本ノ移民問題ニ對シテハ餘程緩和シツ、アルカラ、此緩和シタ時機ニ於テ一緒コタニ議論サセタ方ガ宜シイ、斯ウ云フ御話デアル、所ガ是ハトンデモナイ考デアリマシテ、左様ナ機運ハ生ジテ居ルケレドモ、此機運ハ決シテ外務省ガ作タ解スルヤウミナツテ來テ、日本ノ人々ヲ差別待遇シタト云フコトハ、民間ノ色ニナ人マナカツタト云フ氣分ガ、非常ニ濃厚ニナツテ來テ居ルノデアリマス、アノ「アルバート・ジョンソン」ト云フ人々、ドウ云フ

「コトヲ言ッタカト云フト、是カラ日本ノ
移民ハドシヽ來ラレルヤウニ、少クトモ
「クオーラーシステム」ノ中ニ入レルト云フ
コトヲ言ッテ居ツタト思ヒマス、然ルニ勞働
黨ノ連申カラドンヽ攻撃サレルト、俺ノ
言ウタコトハサウ云フ 意味デハナカッタトモ
云フコトヲ言ッテ居ル、之ヲ賴ミニシテ、若
シ何カモット好イ解決ガ出来ルト御考ニナ
レバ、是ハトンデモナイ間違デアッテ、全クナ
是ハ待呆ケヲ食フ 問題デアルノデアリマ
ス、ノミナラズ斯様ナ訴訟事件ト云フモノノ
ハ、米國ノ人々ノ頭ニハ頗ル妙ニ響クノデ
アッテ、一方ニ問題ガアッテモ、ソンナコト
ハ考ヘナイ、日本人ハ遠慮ヲスル、好イ兒
ニナルト云フヤウナ考デアルカ知ラヌガ、
彼等ハ左様ナ考ハ持タヌ、考方ガ餘程違フ、
吾々ガ親指カラ勘定スルト、彼等ハ小指カラ
勘定スル、吾々ガ人ヲ招クニ斯ウスル、
彼等ハ斯ウスル、ソレ程考方ガ違ラヌガ、
ノニ、日本ノ考デ、東洋道徳デ唯遠慮ヲシ
テ居ルト云フコトハ、決シテ宜イコトデハ
ナイ、彼等ニ悪イコトガアルナラバ、向シ
腹ヲ立テル方ガ宜シイ、其處デ初メテ彼等
ガ尊敬ヲスルノデアルカラ、今ノヤウナ問
題ハドシヽ解决ヲシテ戴キタイト思フノ
デアリマス

スルニ付テハ、相當ナ效果ガ擧ルヤウニヤッ
テ戴キタイト云フコトヲ御願致シマス
ソレカラ移民ノ問題ニ付テハ、政府ハ毎
年何人カズ、送ツテ居ルト云フ御話デアリ
マスケレドモ、今送ツテ居ラレルヤウニ、一
年ニ一万ヤ二万ノ者デ、日本ノ人口問題或
ハ食糧問題ト云フモノガ解決出來ルモノデア
ハナイ、左様ナ生温イコトデハ速モ駄目ナ
ノデアル、唯一ツ何カ拓務省ヲ作ツタカラ、
是デ吾々ハ移民ノ問題ニ付テ努力ヲシテ居
ルト云フヤウナコトハ、決シテ言ヘレナイ
ノデアル、今、日本ノ人口ハ年々歲々百万
ニ近イモノガ殖エツ、アルノデアリマス、
是ダケノ人口ガドン／＼殖エテ行クノニ對
シテ、一万ヤ二万ヅ、海外ニ出シタト言ッ
テモ、全ク二階カラ目薬ノヤウナモノニア
ル……

フ、私ハ更ニ斯ウ云フコトヲ附加ヘテ止メ
マスガ、今殊ニ北米合衆國ノ如キハ、日本
ガ今後行クベキ途ハドウ云フコトデアルカ
ト云フナラバ、日本ハ必ズ南米ニ突進スル
ニアラウ、南米移民ト云フコトガ、日本ノ
今後ノ政界ノ最モ主ナル問題デアルト云フ
コトヲ彼等ハ考ヘテ居ル、ソレヲ考ヘテ居
リマスガ爲ニ、若シ日本ガ南米ニ進出ヲシ
タナラバ、亞米利加ノ「モンロー」主義トカ、
汎亞米利加ニズムガ破レテ行ク、之ヲ防禦
スルニハドウスレバ宜イカト云フコトヲ考
ヘテ、有ユルコトヲヤツテ居ル、我ガ日本ニ
於テハ之ヲ考ヘテ大キナ政策ヲ樹テ、戴キ
タイ、私ハ決シテ之ヲ現内閣ノミニ賴ムノ
デハナイ、私ハ日本ノ政治家ハ勿論ノコト、
國家總動員ヲ以テ此大キナ問題ヲ解決フシ
ナケレバ、今ノヤウナ横ニナックモノヲ縱
ニ直スト云フヤウナ生温ルイ、サウンシテ一
升袋ニ二升入レルヤウナ政策デハ、決シテ
日本ノ人心ハ革マラヌト思ヒマス

○議長（藤澤幾之輔君） 日程第三、右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致
シマス

第三 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

○作田高太郎君 各案ヲ一括、議長指名九
名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程
第四及び第五ハ同種議案ナルニ依リ、一括
議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ
マス――日程第四、郵便法中改正法律案、
日程第五、鐵道船舶郵便法中改正法律案ノ
兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス――遞
信大臣小泉又次郎君

第四 郵便法中改正法律案（政府提出、
貴族院送付） 第一讀會

郵便法中改正法律案

郵便法中左ノ通改正ス

第十八條中「重量四匁」ヲ「重量十五グラム」ニ、「重量二十匁」ヲ「重量七十五グラム」ニ、「重量三十匁」ヲ「重量百十グラム」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五 鐵道船舶郵便法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

鐵道船舶郵便法中改正法律案

第十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

第三 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

人選舉

○作田高太郎君 各案ヲ一括、議長指名
名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○論長(鹿児島の朝末) 作田秀(鹿児島の朝末)

「異議ナシ」異議ナシノ聲起ル

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日
第四及ビ第五ハ司種議案ナルニ依リ、一

第四回 第五回
議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」異議ナシノ聲起ル
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認

マス——日程第四、郵便法中改正法律案
日程第五、鐵道船舶郵便法中改正法律案

兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——

信大臣小泉文次郎君

第四郵便法口正法律案(政府提出)
貴族院送付) 第一讀

郵便法中改正法律案

第十八條中「重量四匁」ヲ「重量十五ダ
ム二、「重量一十九ダム二」ヲ「重量七十五ダ

ムニ、「重量三十匁」ヲ「重量百十グラム

二
改
立

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五 鐵道船舶郵便法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付) 第一讀

鐵道船舶郵便法中改正法律案

第十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

法ニハ大日本帝國ト云フコトニ其言葉ガハッキリ明瞭ニ治ス「ト云フコトニ其言葉ガハッキリ申シマスルナラバ米國ノ如キモ最モ愛國者ダト謂ハレテ居ル「ワシントン」トカ、或ハ「リンゴルン」ノ肖像ヲ「マーク」ニ掲ゲニ非常ニ關係ナル所ノ此「マーク」例ヘバ外國デ申シマスルトナラバ米國ノ如キモ最モモ皆致シテ居ル所デアリマス、其「マーク」ニ「大日本帝國郵便」トアツキモノヲ、「日本郵便」ト改メタノハドウ云フ譯デアルカ、此事ニ付キマシテ政府ノハッキリシタ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス

次ニソレニ付テ私ハ希望ヲ申上ゲルノデアリマスガ、若シ政府ノ御都合ガ之ヲ許スナラバ、私ノ質問ニ對シテハ中村政務次官ヨリ御答ヲ願ヒタイノデアリマス、日本ト云フ言葉デゴザイマスガ、元來是ハ日本人ガ稱ヘタ言葉デハナインデアリマス、是ハ朝鮮ニ於テ稱ヘラタ言葉デゴザイマス、朝鮮カラ見レバ東方ノ國、日ノ出ヅル所ノ國デアルト云フ意味ニ於テ日本ト云フ言葉ガ古クカラ朝鮮ニ於テ用ヒラテ居ル、餘程後世ニナッテ日本モ對外的ノ意味ニ於テダケ日本ト云フ言葉ヲ使ヒ出シタノデアリマス、ソレガ段々日本國民ノ間ニ用ヒラレルコトニナリマシテ、平安朝時代ニナッテハ日本、或ハ日本ノ本——其文字カラ讀ミマシテ日本ト云フ言葉ハ用ヒラレマシタケレドモ、是ハ文藻上ノ用語デアル、歌ノ大和ト云フヤウナ枕言葉トシテ、文藻上ノ用語トシテ用ヒラレタノデアツテ、本當ノ國語デハナカタノデアリマス、サウ云フ性質ヲ持ツテ居ル此日本ト云フ言葉デアル、是ハ古イ書物ヲ見マスト、例ヘバ大日本、豐秋津洲、大和、日本、斯ウ云フ言葉ハ今日普

通ニ地理ニ書カレテ居リマス所ノ日本本土
ダケニ元來用ヒラレタ言葉デアル、本州・九
州・四國ト云フモノニ對シテ日本ト云フ言
葉ガ用ヒラレタノデアル、ソレガ段々日本
ノ國全體ニ對スル言葉ニナツテ來タ、是ハ其
ノ國ト言フ意味ニ於テ此日本國全體、今日ノ
新シイ意味ニ於ケル日本ト云フ言葉ハ大日
本帝國ト云フコトデ、帝國憲法ニ是ガハッキ
リト言ヒ現ハサレテ居ルノデアリマス、是
ハ英國ノ例ヲ引イテ説明ヲスルコトガ好都
合デアルト考ヘルノデアリマスガ、茲ニ「ブ
リティッシュ・エン・パイ」、大英帝國ト云フ
言葉ガアル、此「ブリティッシュ・エン・パイ
ヤ」カラ「エン・パイ」ト云フ言葉ヲ取タラ
ドウナル、帝國ト云フ言葉ヲ取タラドウ云
フ意味ニナリマス、此大英帝國ノ中ニハ南
阿・加奈陀・愛蘭ガ舍マレテ居ル、併シ此帝
國ト云フ言葉ヲ取テシマベハ、是等ノモノ
ハ無クナツシマフノデアリマス、是ハ英國ノ
ニ取テハ此帝國ト云フ一つノ言葉ニ皆ハ
イリ、「エン・パイ」ト云フ言葉ニ大ナル意
義ガアルノデゴザイマス、次ニ大英帝國ノ
「大」ト云フ字ノ意味デアリマス、「グレ
ート・ブリテン」はヘ所謂「ユーナイテッド・キ
ングドム」、愛蘭モ蘇格蘭モ英蘭モ之合セ
タモノガ即チ大英帝國デアル、此「大」ト云
フ字ヲ取テシマベハ英國ハ英蘭ダケニナツ
テシマフ、故ニ此「大」ト云フ字、帝國ト云
フ字ニハ――大英帝國ト云フモノニハ重大
ナル意義ガアルノデゴザイマシテ、之ヲ取
テハ到底英國ニ於テハ實際ノ用ヲ爲サナ
イ、國民ガ又之ヲ承知スルモノデハナイト
私ハ確信致スノデアリマス
諸テ日本ノ場合デアリマスガ、大日本帝
國ノ此「大」ト云フ字、帝國ト云フ字ヲ取
タモノハドウ云フ譯デアルカ、朝鮮ニ於キマ
シテハ朝鮮ト日本トノ關係上、朝鮮人ニモ
威ベク内地ト云フ言葉ヲ使ハセルヤウニト

云フノデ、内地ト云フ言葉ヲ日本人ハ使ヒマス、是ハ官廳始メ日本人ハ努メテ其言葉人ハ内地ノコトヲ日本ト言テ内地ト云フ言葉ヲ使ハナイ、彼等ノ頭ニハ朝鮮ト云フモノト日本ト云フモノハ、ハッキリト區別セラレテ居ル、是ガ大日本帝國ト云フコトニナレバ其區別ハアリマセヌ、併シ朝鮮人ノ頭ニハ日本ト朝鮮ノ區別ガハッキリシテ居ル、先刻申シマシタ英國ニ於ケル場合ノ如ク、小ニシテハ日本ト云フコトハ日本本土ダケヲ意味スル、稍、大ニシテハ舊日本ヲ意味スル、而モ通常日本帝國ノ意味ニ於テ使ヒマス、是ハ例ヘバ東洋拓殖株式會社ト云フコトヲ東拓ト言ヒ、又勸業銀行ト云フコトヲ勸銀ト言フヤウナ意味ニ於テ、通常ニ於テハ日本ト云フ言葉ヲ使ヒマスケレドモ、嚴格ナル意味ニ於ケル政府ノ出ス公文書ニ於テハ、大日本帝國ト云フ言葉ヲ使フノガ當然ノ事デアルト思フノデアリマス、ソレニ付キマシテ此日本國民ノ思想ニ非常ナ關係ノアル郵便ノ「マーク」ニ、日本ト云フ言葉ヲ如何ナル譯デ使タノデアルカ、曾テ中村君ハ「インザ・ネーム・オブ・ビルス」——「國民ノ名ニ於テ」ト云フ言葉ハ日本ノ憲法ノ精神ニ違反スル、日本ノ國體ニ對シテ害ガアリ、皇室ニ對シテ敬意ヲ失スルモノデアルト云フコトヲ叫ンデ、非常ニ手柄ヲ著シタト云フコトヲ自ラモ信ジテ居ラレルト思フノデアリマス、國體ノ事ニ付テ斯ノ如キハキリシタ考ヲ持ツテ居ラレル所ノ中村政務次官ハ、此大日本帝國ト云フ言葉カラ特ニ「大」ト云フ字ヲ取り、「帝國」ト云フ文字ヲ取タ意味ハドウ云フ譯デアルカ、其文字ヲ取タト云フコトガ憲法ノ精神ニ違反シナイカ、日本ノ國家ニ對シテ、日本帝國ニ對シテ、皇室ニ對シテ不敬問題ヲ構成スル性質ノモノデナイト考

○國務大臣(小泉又次郎君)　只今ノ松山君
ノ御質問ニ對シテ御答致シマス、御質問ノ要
旨ハ議題トナツテ居リマス郵便法ニハ何等
ノ關係ガナイト思ヒマスガ、御質問ノアリ
マシタ以上ハ責任ヲ以テ御答スル義務ガア
ルト信ジマスカラ、御答ヲ致シマス
松山君ハ前提ト致シテ國民ノ間ニ非常ナ
大キナ疑惑ヲ生ズル點ガアルカラ質問ヲス
ルノデアル、斯ウ云フ前提デアッタノデア
リマスガ、ドウ云フ御疑惑カト思ッテ、御質
問ノ内容ヲ伺ッタノデアリマスガ、何等疑惑
ノ生ズル點ハ一點モナイト云フ結論カラ申
上げテ置キマス(拍手)電信電話民營事業案
ハ、御尋ノ通り我が遞信省ニ於テハ多年ノ
懸案デアリマスカラ、慎重ニ調査研究致シ
マシテ、今大藏省ト計數ノ上デ折衝中デア
ルノデアリマス、此問題ガ議場ノ問題トナ
リマシタ時ニ詳シク御説明ヲ致シタイト思
フ、此場合特ニソレニ付テ御答シテ置クコ
トハ、此電話民營事業ノ背後ニ、何カ「ブ
ルジョア」トカ實業家トカ云フ言葉ハ聽キ
漏シマシタガ、意味ハ確ニ同様ナ意味デアリ
ルト思ヒマスガ、左様ナ者ニ依ッテ操ラレ
テ居ル、ソレガ爲ニ此民營案ヲ出スノデハ
イカト云フヤウナ御疑惑ト承^タノデアリ
マスガ、ソレハ大ナル誤解デアリマス、
ソレニ付テハ電話民營案ヲ調査研究致シマ
シタル理由ヲ簡単ニ申上げマシタナラバ、
御諒解が出來ルコトト存ジマス、
御承知ノ通り今日電話ヲ架設致シマスル
ノニハ、一千圓以上ノ多額ノ金ヲ出サナケル
レバ電話ガ引イテ貰ヘナイト云フノデアリ
マス(八百圓デモ六百圓デモ引ケルデハナ
イカ)ト呼フ者アリ御質問デアリマスカラ
アナタガサウ云フコトヲ仰シヤルト御答致シ
タノデアリマス
〔國務大臣小泉又次郎君登壇〕

付キマシテ、國民ノ「メートル」觀念ト云フモノ、「メートル」知識ト云フモノハ、未ダ普及ヲ致シテ居フ又ト云フコトハ、今更申上ガルマデモナイコトデゴザイマス、單り國民ノ間ニ是ガ知識ノ普及シテ居ラヌバカリデハナシ、現ニ遞信事業ニ從事致シテ居ル所ノ現業員、即チ郵便物ヲ取扱フ局員、又集配等ニ從事ヲ致シテ居ル所ノ傭員、斯様ナ者ノ「メートル」ニ對スル所ノ知識觀念ト云フモノハ、未ダ十分ニ養成セラレ居ラヌコトハ明カデアルノデアリマス、斯ノ如キ時ニ當リマシテ、直チニ猶豫期間ヲ短縮シテ「メートル」法ヲ實施シタナラバ、必ズヤ色々ナル所ノ煩雜、色々ナル所ノ誤りヲ生ズルデハナカラウカト云フ疑念ヲ持ツ者デアリマス、小泉大臣ハ國民ニ「メートル」法ノ普及ヲ圖ランガ爲ニ、遞信省ハ殊更ニ猶豫期間ヲ短縮シテ實施スル思召デアルヤウデアリマスガ、從業員ガ既ニ「メートル」法ノ知識ノナイ場合ニ於キマシテ、猶豫期間ヲ殊更ニ短縮セベナラヌト云フコトハ、下ウ云フ關係デアルカヲモウ一度御伺シタイノデアリマス。

次ニ此機會ニ於テ御尋致シテ見タイコトガゼザイマス、ソレハ昨年ノ十月一日ヨリ實施セラレマシタ郵便貯金ノ利子引下ニ關スルコトデアリマス、從來ノ郵便貯金ノ利子ヨリ總テ六厘ヲ引下ゲマシテ實施セラレタノデアリマスガ、此郵便貯金ノ總額ヲ見マスルト、昨年ノ六月現在ニ於テ二十二億五千万圓デアリマシテ、其貯金ヲ致シテ居ル所ノ總人員ハ三千八百四十七万四千四百四十三人、殆ド四千万人ニ近イ、即チ國民ノ半數ニ垂ントスル多數ニ上テ居ルノデ困難ヲ懼ヘテ居ル時ニ當リマシテ、而モ斯アリマス、現内閣が成立ヲ致シマシテ以來、彼ノ極端ナル緊縮消費節約ノ爲ニ、多數國民ノ收入が激減ヲ致シマシテ、總テ生活ノ困窮ヲ懼ヘテ居ル時ニ當リマシテ、而モ斯ノ如ク多數ノ國民ヨリ零細ノ金ヲ集メテ此巨額ニ達スル、郵便貯金ノ利子ヲ引下ガル

ト云フコトハ、是ハ決シテ正シキ政治デモナケレバ、明ルイ政治モナイヤウナ感ガリデハナシ、現ニ遞信事業ニ從事致シテ居ル所ノ現業員、即チ郵便物ヲ取扱フ局員、

チ野人大臣ト言ハレル程、民衆ノ味方デア

ルカノ如ク吾々ハ信ジテ居タノデゴザイマスガ、此大臣ノ治下ニ於テ此貯金利子ノ引下ガ行ハレタ云フコトハ、洵ニ遺憾千萬ノコトデアルト存ズルノデアリマス、今

回ノ此利子ノ引下ハ、ドウ云フ所ニ目的ヲ置イテアルカハ能ク分ラヌノデアリマス、

併ナガラ世人ハ貯金利子ヲ引下ガルコトハ、即チ經營ニ困難ヲ感ジテ居ル所ノ、中

小ノ貯金銀行ヲ救濟スルノ目的ヲ以テシタモノデアルト云フヤウナ、想像ヲ致スノデ

アリマス、然ルニ昨年ノ十月一日此貯金ノ利子ヲ引下グマシテ以來、果シテ中小貯金銀行ノ預金が増加シ、此中小銀行ガ救濟セラレ

テ居ルカドウカハ甚ダ疑問トスル所デアリマス、六厘ノ値下ヲ致シマスレバ、貯金ノ

總額ヨリシテ一年ニ一千三百二十万圓ト云フ利幅ガ生ズルノデアリマス、而シテ郵便

貯金ノ利子引下ヲ致シマシタニ拘ラズ、既ニ貸下グマシタ所ノ總テノ低利資金ニ對シ

テハ、未ダニ其引下ヲ爲サナイノデアル、

斯様ニシテ計算致シマスレバ、其期間ニ於

テ政府ハ不當ナル此利率ノ幅ヲ利益シテ居

ルノデハナカラウカト考ヘルノデアル、昨

年ノ統計ニ依シテ見マス、郵便貯金總額二

十二億五千万圓ノ中、地方ニ貸付ケテ居ル

金額ハ六億三千八百万圓デアリ、興業債券

四千八百万圓、勸業債券二億八千九百万圓、

地方債證券四億七千九百万圓、合計十四億

五千四百万圓デアリマシテ、差引約八億圓

ト云フ貯金が尙ほ殘、テ居ルノデアリマス、

此八億圓ニ對スル年六厘ヲ計算致シマスレ

バ、四千八百万圓ト云フ金ガ儲カルコトニ

ナルノデアル〔ソレデ六厘カニ六分デハナケレバ、明ルイ政治モナイヤウナ感ガ

致スノデアリマス、殊ニ小泉遞信大臣ハ即

ヒマシタガ、此四百八十万圓ト云フ金ヲ、

マルカノ如ク吾々ハ信ジテ居タノデゴザイマスガ、此大臣ノ治下ニ於テ此貯金利子ノ引下ガ行ハレタ云フコトハ、洵ニ遺憾千

回ノ此利子ノ引下ハ、ドウ云フ所ニ目的ヲ置イテアルカハ能ク分ラヌノデアリマス、

モノデアリマス、此大臣ノ治下ニ於テ此貯金利子ノ引下ガ行ハレタ云フコトハ、洵ニ遺憾千

回ノ此利子ノ引下ハ、ドウ云フ所ニ目的ヲ置イテアルカハ能ク分ラヌノデアリマス、

モノデアリマス、此大臣ノ治下ニ

濟本位ノ制度デアリマシテ、決シテ今日ノ
文化ニ適スル制度デハナイト云フコトハ明
カデアリマス、之ニ對スル政府ノ所見ハ如
何デアリマスカ最後ニ三等局員ノ待遇ニ付
テ御尋ヲシタインデアル、所謂三等局ノ請
負制度ト云フモノニ胚胎致シマシテ、三等
局員ハ非常ナル薄遇ニ苦シテ居ルノデアリ
マス、先年三等局員ヲ判任待遇ニ用フルコ
トノ制度ヲ開カレマシテ、幾分カ待遇ハ改
善セラレタノデアリマスケレドモ、實際ニ
於キマシテハ全ク役場員ヨリモ酷イ待遇ヲ
受ケマシテ、而モ日々執ル所ノ事務ハ頗ル
多岐多端デアリマシテ、過激デアルノデア
リマス、此待遇方法ガ改善ヲセラレマセヌ
ガ爲ニ、三等局員ノ生活ト云フモノハ非常
ニ窮迫ヲ致シテ、其結果色々ナル犯罪行爲、
色々ナル違反ト云フモノガ續出致シテ居ル
ノデアリマス、故ニ此請負制度ノ改善ト同
時ニ、若クハ現在ノ儘ニ於キマシテモ、三等
局員ノ待遇ヲ成ベク速ニ改善セネバナラ
ヌモノト考ヘルノデアリマスガ、政府ノ所
見ヲ伺ヒタインデアリマス

ス
其次ハ郵便貯金ノ利下ノ問題ニ付テノ御尋デアツノデアリマス、仰セノ通り昨年ノ十月一日カラ四分六厘ノ利子ヲ四分二厘ニ引下ゲタノデアリマス、其利下ヲ致シマシタル理由ハ、目下ノ經濟狀態ニ顧ミマシテ、一般金融界ノ緩和ヲ圖リ、中小商工業者ノ利便ヲ圖ルヲ目的ト致シマシテ、利下ヲ決行致シタ次第デアリマス、ソレト同時ニ、御承知ノ通り地方ニ還元致シマスル低利資金ハ、隨テ利率ヲ下ゲタダケ、ソレダケ低利ニナルノデアリマスカラ、郵便貯金ノ利子ヲ引下ゲマスト同時ニ、地方ノ公共團體、自治體、其他一般ノ公共團體等ニ於キマシテモ、非常ナ低利ノ金ガ融通方付ク、又今日マデ借りテ居リマス、以前ニ遡リマシテモ、多少ノ低減ヲスル、斯様ナ考ヲ以テ郵便貯金ノ利下ヲ斷行致シタノデアリマス、殊ニ附加ヘテ申上ゲテ置キタイコトハ、御承知ノ通り、郵便貯金ハ國民ガ單ニ利殖ノミヲ以テ貯金ヲスルニ非ズシテ、信用ヲ第ニ義ト致シテ、國民ガ郵便貯金ヲ致スノデアラウト信ジテ居リマス、但シ如何ナル場合ニ於キマシテモ、一般民衆ニ非常ナ損害ヲ與ヘマス所ノ利下ヲスルト云フコトハ、決シテ本意デハナイト云フコトハ申スマデモナイノデアリマスガ、斯様ナ經濟國難ニ處スル時ニ於キマシテハ、國民ハ上下共ニ多少タリトモ犠牲ヲ拂テ、此國難打開ニ努メルコトハ國民ノ義務デアル、斯様ナコトモ考ヘマシテ、甚ダ貯金者ニ對シテハ氣ノ毒ニハ感ジマス、同情ハ致シマスケレドモ、只今ノ趣意ニ依テ之ヲ斷行致シタ次第デアリマスカラ、左様御誼承ヲ願ヒタインデアリマス

通り、九万千四十一人ノ減少ハ見テ居リマスケレドモ、金額ニ於キマシテハ、却テ九百三十六万六千八百四十八圓ノ増加ヲ來シテ居リマスカラ、利下ヲ致シマシテモ左程ノ心配ハナイト信ジテ居ルノデアリマス
次ニ郵便電信等ノ運行ガ非常ニ悪クナッタ、郵便配達等ノ度數ノコトニ付テモ御尋ガシクノデアリマスガ、財政ノ都合上整理緊縮ヲ行ヒマス結果、多少ノ變更ハ致シ其點モ御諒承願ヒタインデアリマス
左程減退ヲ致シマセズ、從來ト同ジヤウニ公衆ニ不便ヲ來サナイト云フ覺悟ヲ以テ、今日努メテソレニ從事シテ居リマスカラ、
三等郵便局長ノ制度ハ請負制度デアル、此制度ヲ廢止スルノ意思ガアルカナイカ、等郵便局ノ制度ハ色々ノ弊害モ生ズルデアリマセウ、但シ此制度ヲ只今急ニ改善ヲ致シマストスルト、莫大ノ金額モ要シ、隨テカ、御尤ノ御質問デアルノデアリマス、三日時モ要スルノデアリマスカラ、當局ニ於キマシテモ目下直チニ此制度ヲ改正スルト云フノ意思ヲ持テ居リマセヌ、但シ三等局ノ局員ノ待遇ニ付キマシテハ、今日マデ色色ト研究ヲ致シテ居リマスノデ、不日其待遇案ヲ具體化スルヤウナ運ビニ至ルコト、考ヘテ居リマス、是亦左様御諒承願ヒタインデアリマス
次ニ郵便切手、收入印紙ノ歩合ヲ減ラシタノハドウデアルカ、其爲ニ事務上ノ差支ヲ生ジヤシナイカト云フ御尋デアリマス、是ハ豫算委員會ニ於テモ、政友會ノ御方カラ御質問ガアツタノデアリマスガ、御質問ノ通り此度切手類、收入印紙ノ歩合ノ割引ハ致シマシタ、但シ此割引ヲ致シマシタ郵便切手其他ノ割合方法ハ多分明治三十一年一私ノ記憶ガ遠フカモ知レマセヌガ、間違ヒシタラ又重ネテ申上ゲマスガ、私ノ記憶致ス所ニ依リマスルト、明治三十一年、四

十二年ニ其歩合ガキマリマシテ、依然トシテ今日マデ來テ居ルノデアリマス、又其當時ノコトヲ概計的ニ申上ゲマスト云フト、一ツノ三等郵便局ノ持前ハ五里四方ニ瓦、テ事務ノ運行ヲ致シタト思ヒマスル、今日ハ殆ド二里四方ニ詰メラレテ居リマス、而シテ又其賣上代金モ其當時ト今日ト比較致シマスルト、何倍ト云フ多額ニ上テ居ルノデアリマス、此比較カラ致シマシテ多少ノ歩合ヲ割引致シマスルコトハ、最モ適當デアルト信ジマシタノデ、是亦國民中ノ一部ニ犠牲ヲ拂ハセル積リデアル、斯様ナ考ヲ以テ割引ヲ致シタノデアリマス(拍手)○議長(藤澤幾之輔君) 大石君、マダアリマスカ——大石君

〔大石倫治君登壇〕

○大石倫治君 私ノ質問ニ對シテ貯金利子ノ引下ハ已ムヲ得ナイモノデアル、詰リ中小商工業家ノ利便ヲ圖ランガ爲メデアルト云フ御答デアリマシタ、是ハ私ノ非常ニ見解ヲ異ニスル點デアリマス、貯金利子ト申シマシテモ、普通貯金ト据置貯金ト二ツニ分レテ居リマスルガ、此普通貯金ト据置貯金トヲ併セテ利下ヲ致シマシテ、据置貯金ノ拂込ノ前後ヲ間ハズ、一齊ニ一括シテ利下ヲセラレタト云フコトハ、聊カ不合理ノ感ガアルノデアリマス、而シテ貯金ノ利下ヲ致シマシタガ爲ニ、中小商工業家ニドレ程ノ利便利益ガアルカト云フコトハ、殆ド解説ニ苦シムノデアリマス、何故ナレバ一體此時金者ハドウ云フ階級ノ人ガ多イカト云フト、職業別ニ見マシテモ、農業家ガ一番多イノデアリマス、即チ三千八百万人ノ中ニ、農業ノ貯金者ハ千三百五十七万人、其金額ハ一億二千三百三十七万圓、其他色々ザイマスガ、此金額ノ一人平均ヲ見マスレバ、農業家ノ一人當リハ五十三圓九十九

錢、商業家一人當リハ八十二圓八十八
錢、工業家ハ六十六圓二二十四錢デアリマ
ス、大體日本ノ一人當リノ總計ハ、最高二
百三十圓ト致シマシテ、最低ガ二十二圓、
平均ハ五十圓ニ相成テ居ルノデアリマス、
日本人ガ一人デ五十圓ノ貯金ヲ持テ居ル
ト云フコトハ、餘り多イ金額デハナイノデ
アル、此一人當リノ金額ヲ見マシテモ、零
細ノ資金デアリ、多數國民ノは虎ノ子同
様ニ致シテ居ル所ノモノデアリマシテ、其
利子ヲ引下ゲルト云フコトハ、中小商工業
家ノ一部ノ利便ヲ圖ル爲ニ、多數國民ニ損
害ヲ與ヘルト云フ結果ニ相成ルト存ズルノ
デアリマス、又据置時金ノ如キハ、是ハ其拂
込ノ前後ニ依リマシテ、當然此値下ノ中ニ
特例ヲ設ケネバナラヌ筈デアルニ拘ラズ、
是ハ無理ニ押付ケマシテ、若シ不服ノ者ハ
自由拂戻ヲスル、年限ニ拘ラズ拂戻ヲスル
ト云フヤウナコトデアリマシテ、餘リニモ
シテ立ッテ居ルト言ハレナガラモ、此ヤリ方
ハ全ク民政黨式ノヤリ方デアルト申サネバ
ナラヌノデアリマス、遞信大臣ハ此据置時
金ヲ併セ、殊ニ農業家ノ多イ貯金ノ利子引
下ヲシタト云フコトハ、只今御話ニナリマ
シタ中小商工業者ノ利便ヲ圖ルト云フコト
ニ對シテハ、聊カ矛盾フシテ居ルト思ヒマ
スカラ、再答ヲ御願致シタイノデアリマス
スカラ、
〔國務大臣小泉又次郎君登壇〕

マスカラ、壓迫ヲ致シテドウノ斯ウノト云
フ理由ハ少シモ無イノデアリマス、ドウゾ
左様ニ御承知ヲ願ヒタ イノデアリマス(拍手)

ス
○議長(藤澤幾之輔君)
異議ガアリマセヌカ
作田君ノ動議ニ御

「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議
マス、乃テ動議ノ如ク決シマシ

○作田高太郎君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本
日ハ是ニテ散會セラレントヲ望ミマス
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御

異議ガアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君）御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次回
是、一報、以二四日改めて、本

ノ田程ハ公報ヲ以テ御通
ハ是ニテ散會致シマス

午後五時六分散會

卷之三

